

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年9月17日（水）午前10時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	時任英寛君	副委員長	宮本明彦君
委員	徳田修和君	委員	中村満雄君
委員	植山利博君	委員	今吉歳晴君
委員	蔵原勇君	委員	宮内博君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	花堂誠君	子育て支援課長	田上哲夫君
子育て支援課主幹	竹下里美君	子育て支援課主幹	堂平幸司君
子ども・子育てグループ主査	藤田光治君	子ども・子育てグループ主事	下楠菌拓也君
健康増進課長	隈元悟君	すこやか保健センター所長	安田ゆう子君
健康増進課課長補佐	島木真利子君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 村上陽子君

8. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第51号 霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

議案第52号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につ
いて

議案第53号 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の制定について

陳情第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書

「開 会 午前10時00分」

○委員長（時任英寛君）

それでは、ただいまから環境福祉常任会を開会いたします。本日は去る9月9日の本会議で本委員会に付託されました議案3件及び陳情1件の審査をいたします。その前に委員の皆様方にお諮りをいたします。本日の議案3件についての傍聴の申し出がございました。6名お見えになっております。この傍聴を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって傍聴を認めます。しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後10時02分」

「再 開 午後10時03分」

○委員長（時任英寛君）

再開いたします。本日の会議は委員の皆様方のお手元に配付いたしました次第書のとおりとさせていただきますが御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって次第書に沿った形で委員会を再開いたします。それでは、早速審査に入りたいと思いますが、議案第51号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第53号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。審査内容は一本、一本させていただきますけれども、先に総括の説明を求めておきたいと思います。

「休 憩 午後10時05分」

「再 開 午後10時06分」

○委員長（時任英寛君）

再開いたします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

議案第51号、第52号、第53号の三つの条例案について説明申し上げます。これらの条例議案は、国が税と社会保障の一体改革において実施しようとする、消費税を財源とした、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援関連3法（平成24年8月）」の制定に基づき、子ども・子育て支援法や改正児童福祉法において、市が条例で定めることとされたものでございます。なお、条例案の説明に先立ちまして、お詫びと訂正がございました。お手元の正誤表にございますとおり、議案第51号の第8条の文言の訂正と削除、内容は「常に自己研さんに励み」というところを「自己研鑽」という漢字表記の後、平仮名で「さん」という表記を付けていたというのが誤りでございます。現在「研さん」の「さん」の字は平仮名で表記しているのが法令上は主流でございますので、「自己研」までを漢字、「さん」を平仮名とさせて頂くという修正でございます。それから、議案第52号の第28条の「不燃材料で施工されていること」、この施工の工の字が行うという文字で表記されておりました。これが誤りでございまして、前後関係から工事の工というの

が正しい表記でございます。以上2件文言の訂正がございます。お詫び申し上げますとともに、訂正を御了承いただきたいと存じます。それでは、各条例案の詳細につきまして、担当課長が説明いたします。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

それでは、詳細について説明いたします。まず、お手元にお配りしました資料で、「子ども・子育て支援関連3法」と、今回の条例案の関連等について説明いたします。平成24年8月に成立いたしました「子ども・子育て関連3法」は、一つ目の「子ども・子育て支援法」、二つ目のいわゆる「改正認定こども園法」、三つ目のいわゆる改正児童福祉法をはじめとする「関連法律の整備等に関する法律」の三つでございます。子ども・子育て支援新制度は、大きく1の「子ども・子育て支援給付」と2の「地域子ども・子育て支援事業」からなっております。1の「子ども・子育て支援給付」は、2本立てとなっており、(1)の現金給付は、児童手当を現金給付に位置付けられ、(2)の教育・保育給付は、さらに2分類されております。(2)の教育・保育給付のうち、①の施設型給付は、施設設置に対するもので、従来の保育所や幼稚園に加え、幼保連携型認定こども園が新設されたところです。この施設型給付は県の認可となっているため、幼保連携型認定こども園は、現在開会中の県議会において基準等を定める条例案が提案されているところです。②の地域型保育給付は、小規模保育事業や家庭的保育事業などの四つの事業が新たに給付対象事業となり、市の認可とされたことから、今回、第52号条例議案で設備・運営及び認可の基準等を定めるものです。(2)の教育・保育給付については、子どもの教育や保育の環境を保障することを目的に、給付対象となる基準を満たした施設や事業に対して公費を投入するため、その基準を第53号条例案で定めるものです。(給付対象の施設や事業⇒①特定教育・保育施設、②特定地域型保育事業)また、2の「地域型子ども・子育て支援事業」は、ほとんどの事業が現在、行われているものですが、新制度において財源を消費税財源に一本化し、計画的に子育て環境を整えていこうとするものです。中でも11番目の放課後児童クラブにつきましては、今まで努力目標であったガイドラインを条例化し、放課後児童クラブを利用する子供たちの環境を充実させるため、第51号条例議案でその運営に関する基準を定めるものです。各条例案の内容は、資料の2ページ以降に記載していますが、いずれも基本的に国が示した条例案どおりとしており、それぞれの条例案の条項ごとに、国と市の基準を対比させて表示しております。合わせて国が示した「従うべき基準」であるか「参酌すべき基準」であるかの区分も表示しておりますので御覧ください。なお、独自に市として追加したものは、議案第51号「放課後児童健全育成事業に関する条例案」附則第2条の「設備基準に関する経過措置」と、第4条の「支援単位に関する経過措置」でございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（時任英寛君）

ただいま総括の説明及び議案第51号の説明が終わりました。ここで議案第51号につきましての質疑を許可いたします。

○委員（宮内 博君）

実際、国の示したものをそのまま、そのほとんどを条例化していると、その中で児童クラブについては、市独自の条項を附則の中に盛り込んでいるということであったわけでありますけれども、本委員会に提出されている3本の条例そのものが、消費税を財源に、この財源を一本化しているという点で、非常に大きな問題があるというふうに思うんですね。10%への大増税を前提にしているということでありますから、私も当然それを容認できるものではないという立場でありますけれども、実際に消費税大増税が実行に移されるかどうかというのは、まだ未知数の部分もあるんですね。それで各種世論調査でも多くの国民が反対をしているという状況にあるわけですが、先日シール投票というのを市内で行いましたけれど、賛成は0でした。反対が120人で、どちらとも言えないというのが3人ほどだったわけです。そんな状況です。それでお尋ねをしたいのは、これが前提になっているけれども、実際児童クラブのこれまでガイドラインで示したものを条例化しているという点では、大変大きな前進ではあると思います。それで、様々な財源措置が当然必要になってくるわけですが、消費税増税を前提にしているのだが、それを成し得なかった場合に、市としてどういうふうに対応していくのかという点については、どの程度議論がなされているんですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回の子育て支援の新制度に関しまして、やはり市民の方々と放課後児童クラブ連絡会、霧島市の場合はそういう組織がございます。そういった関係機関団体の方々からの問い合わせに対して、こういう答えをというようなことで示されているものがございます。今、宮内委員がおっしゃったとおり、確かに消費税の10%まで引き上げるというのはまだ政府としても決定をしていないという状態でございます。その替わり財源をどうするのかといったことに対しましては、当時の民主党、自由民主党、公明党の3党で合意された社会保障税一体改革に関する確認書というものがございまして、もう1回言いますと、社会保障税一体改革に関する確認書では、「幼児教育保育子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する」旨が記載されたということでございまして、ただいま宮内委員がおっしゃいました、もし10%を確保できなかった場合どうするのかという質問についての、市町村、我々自治体のお答えとしては、今のところはこのお答えを踏まえるしかないということでございます。

○委員（宮内 博君）

国の施策との関係がありますので、自治体独自でできることには、一定の制限があるとは思いますが、それでは個別具体的にちょっとお尋ねをしていきたいと思っておりますけれども、安倍政権5年間で30万人の学童保育の受け皿を増やすというふうに言っているわけですね。それで、全国的には大体、待機児童が40万人と推計をされていると言われていたんですけども、今回、これまで小学校の低学年を対象としていたものが、6年生まで対象枠を広げるということになりますよね。それで具体的にお尋ねをしたいのは、6年生までの部分というのはまだ分からない部分もあると思うんですけども、現在の状況でどれぐらいの待機児童というか、そういう児童がいるのかという点が一点、それが6年生に広がった場合に、どんなふうになると推計をしているのか、検討している事項があれば、

まずお答えください。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

放課後児童クラブの待機児童の数に関しましては、保育園・保育所等のように定員というものの考え方から比較する待機児童という考えをしておりませんので、現在入りたい所に入れたいというような情報はありますけれども、数として実態を把握してはおりません。ただ学年が増えることと、それから保育所の待機の部分を考えると、そのまま小学校に入ると、やはり保育所の部分で足りないということが現実的にありますので、そのまま小学校に入って行ったら、その子供たちの行き場としての放課後児童クラブというふうに考えたときに、まだまだ数が足りないのではないかというように考えております。また、地域においても児童数の多い校区については、まだまだ足りないのではないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

確かに定員というものがないから、そういう状況があるかと思うんですが、ただ実際にその保育料を払えなくて、入りたくても入れないという、そういう子供たちもいるというのは、これまで議員と語ろかい等で、児童クラブの運営委員会の皆様方から共通して、出されていることでもあるわけですね。それで、これからは定員というのが40人以下ということで定まってくると、そして同時に一人当たりの専用面積1.65㎡ということで、これも定まってくると。市独自でうたった附則の中には、これまで児童クラブを設置している施設については、当面の間それを容認しましょうという部分があるんですけども、新しく設置をするということになると、当然この基準を基にして設置をしていかなければいけないということが、当然についてくるわけでありまして、現在でも38施設の中で12施設が1.65㎡に足りないという資料も執行部から示されているところでありまして、これが6年生まで広がるということになりますと、当然に財政的な支援をどういうふうにしていくのかということが、相まって対応をされなければならないと思うんですけど、先ほどの議論で最大限努力すると国のほうは言っているけれども、それ以上のことはないとということでありますが、それらのことを照らして検討していることがあれば聴かせてください。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

現在、国のほうの財政的な支援というものが、まだ見えていない部分がございます。その辺りがきちっと見えてきて、例えば放課後児童クラブの指導員の方々にどういった待遇を保障できるのかというように見えてくると、非常に具体的な市としての支援の仕方も考えられると思うんですけども、今のところそこが一番重要なところが見えておりませんので、国のほうの情報を見て、その辺が一番重要な部分を考えたいと思っております。それと基準も含めまして、この基準でやっていると、それからなかなか厳しいところとか、クラブごとに出てくるのははっきりしております。ですので、個別に市として、どういった支援ができるかというのを、今後、具体的なことを考えていかなければならないのは、全て今後ということになってくると思います。またこの条例の基準に合うような形で、全ての子供の環境を充実させるために努力してまいりたいと考えているところでございま

す。

○委員（宮内 博君）

ただ、第3条の2項の中には、市は最低基準を常に向上させるように努めると、そして第4条には最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないと、こういうふうに規定をしているわけですね。ですから当然財政的な措置も相まって、取組をしていかなければならないというのは、義務的にここに明記されているじゃないかと思うんですけども、もちろん国の方向性が示されていないというのはあるかもしれませんが、議論していく必要があるんじゃないですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘のとおり、子育て支援の新制度を推進していくためには、やはり法令と財源、つまりは今回お願いしております条例と財源が必要でございます。その財源につきましては、先ほどから申し上げておりますが、やはり国の税と社会保障の一体改革に伴う制度改正でございます。やはりその財源というのは、消費税10%を想定してということが大前提でございます。ただ、消費税が10%にならなかったらどうなるのかという議論は、やはり市としてもどう対応していくのか、市は子育て環境の充実というものを総合計画の中でも重点施策としておりますことから、やはり地域創生という意味からも子供がたくさんいる地域ということが一番重要だと言われておりますので、やはりそこ辺が一番重要な課題として、財源確保には努めていかなければならないだろうと思っております。ただ先ほど来申し上げますとおり、やはり国の財源確保の動向を見ながら、併せて議論はしていかなければならないと思っております。

○委員（宮内 博君）

国の方向性がなかなか見えないということで、十分な議論もこれからだという話でありますけれど、今回の条例に当たって、市独自に設けた附則の中で指導員の資格等についての部分につきましても、当分の間の規定を、職員に関する経過措置の中で、これは独自のものではないですね。32年3月31日までに終了することを含むと書いてありますけれども、保育士や社会福祉士を指導員として配置しなければならないということになっているわけですが、運営委員会がその調査をした資料を拝見いたしますと、本年5月現在で、運営委員会に加入している児童クラブで指導員が81名と、補助員が14名在籍をしているというふうに報告があります。それで平成32年3月までの間に、高校卒業者、大学や保育士の資格を持っている方や、あるいはその高校卒業者でも2年以上の児童クラブの従事と研修が不可欠となるとなっておりますよね。それで研修を市としてどういうふうに取り組んでいくのかという点が一点であります。同時に児童クラブの指導員の方々の大きな悩みの一つには、指導員の方たちの労働条件の改善というのが、なかなか進んでいかないということがあるわけですね。多くの指導員の方が低賃金の中で働かざるを得ないという状況になっているわけですが、これらの点については市としてどのように考えていますか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

指導員の研修に関しましては、具体的に条例の中でこういった資格を有するというのがうたってあ

るのと併せまして、それをもってかつ県が行う研修を受けるというようなことになっております。具体的な県の研修の内容については、まだ確認ができない状況でありますけれども、条例がこのまま成立すれば、県のほうの研修をある時期に受けてもらうというようなことになっていくんだと思います。その間、条例に合わない状況が来るので、この第3条の附則のところ国が示していると考えております。それから労働条件に関しましては、先ほども申し上げましたが、この事業にどれぐらいのお金が付くのかと、今現在、国等の補助金が付いておりますけれども、その水準よりもどうなのかというのが1番の焦点でございます。その辺りが私どもとしては、今よりいい労働条件、待遇が保障できるような財政支援というのを期待しているところでございますけれども、そこをはっきりしないと市としても今の水準を下げるようなことは、あつてはならないと思っておりますけれども、基本となる国の財政支援の中身が分からないと、今、はっきりしたことは申し上げられないところでございます。

○委員長（時任英寛君）

先ほど宮内委員のほうから、指導員・補助員の数がございました。これはあくまでも霧島市の児童クラブの方々の数であつて、総数ではないということによろしいですね。これは執行部のほうでその総数が分かっておられますか。霧島市児童クラブ連絡会の方々の今、宮内委員がおっしゃったのは、指導員数、補助員数ですけれども、全体数は分かっておりますか。

○子育て支援課子ども・子育てグループ主査（藤田光治君）

国が毎年、5月1日現在で行っている調査の26年度版によりますと、38クラブです。指導員の数は後もって回答いたします。

○委員長（時任英寛君）

今、国のほうで公表するということですが、原則市のほうで調べて国のほうへ報告と、手続上はそれでよいか確認いたします。

○子育て支援課子ども・子育てグループ主査（藤田光治君）

毎年5月1日の調査につきましては、児童クラブのほうに照会を致しまして、その回答を集計した形で国に報告しております。

○委員（植山利博君）

国の法律を基に条例を制定しようとしているわけですが、子育てがとてもしにくい今の状況の中で、求められている法律であり、条例であるという意味では高く評価をするわけですが、ただ先ほどの議論を聞いていても、この条例を制定して、そうすると政策が生まれてくるわけですが、実際運用をするときに魂が入るのかというのが非常に疑問なわけですよ。経過措置の中で1人当たりの平米数とおおむね40人以下というこの2点だけは、経過措置という形で先送りをしているんだけれど、この条例を制定しても先送りをせざるを得ない内容がほかにもいっぱいあるんじゃないかなという気がするんですけど、いかがですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

確かにおっしゃるとおり、例えばこれは子ども・子育て会議の中でも市の考え方としてお示して

いる内容ですけれども、利用料の問題、クラブごとに利用料が違うということは、どこへ住んでも同じ、同じ基準を定めるのであれば、同じ水準以上の環境に子供がいられるというところの入口として、そこら辺の利用料の統一というのが必要になってきます。それもあって、指導員の方も含めた児童クラブにどれぐらいの財政的な支援ができるのかというのが最も大事な部分でございまして、そこから逆算して成り立つ部分もありますので、そこらを含めてははっきりしたときに、利用料の統一もクラブをされている事業者の方々と相談しながら、その手続は進んでいかなきゃいけないと思っております。また子供の数も年によって、地域によって増えたり減ったり、希望者も増えたり減ったりいたしますので、この面積要件によって入れない・入れるというのがいろんな条件が毎年変わってきます。ですからそれをうまく運用するためにはどうすればいいかということも含めて、事業を今されている方、新しくされようとする方も含めて市が一緒になってその辺の調整もしていかなければならないと思っております。

○委員（植山利博君）

先ほども議論がありましたけれども、この条例を制定して、この運用が現実スタートしたときに、例えば予算措置がどれだけ必要なのか、それもまだ全然試算もされてないわけですよ。国からどういう形の補助が来て、市からの持ち出しが現実いくらになるのかということも、恐らく今のところでは、漠としている状況だろうと思うんです。いかがですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

来年度の当初予算をどのような形で上げているかということ、今年をまずベースにしております。主として財政規模は今年維持するような形で要求するつもりでございまして。それに伴って、国の部分の額が恐らくまた変わってくると思いますけれども、その状況を見て、調整していくということになってくると思います。

○委員（植山利博君）

おっしゃるところはよく分かるし、条例の文章もすばらしい条例だと思うんですよ。だけど実態がそこに伴っていくのか、財源的な措置が本当にできるのかということに不安に思っているのが、私の正直な気持ちなんです。だから例えばこの法律が24年8月に制定されて、その法律を受けて条例を作ろうとしているわけですけど、国は今の段階で自治体に条例を作ること求めているわけですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

国の新しい制度のスタートに当たってのスケジュールとして、このタイミングで条例化というのは、国が示しているスケジュールであります。市町村によっては若干前後するところがあると思いますが、実際、財政的な具体的なものはまだ見えていない状況でありますけれども、その基準に関してはこの時期に決めるというのは、スケジュール案として示されているところでございます。

○委員（植山利博君）

私が懸念するのは、条例は作った。しかしこの条例が形骸化していて、その条例を定めた我々は何だったんだろうというようなことになる可能性があるんじゃないかということに非常に懸念してい

るんですけども、その辺の感触はどういうふう思っているのでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回のこの全国の市町村が定めることになる条例につきましては、今まで国が統一した基準として定めていたものでございます。そういったことから、やはり地域の実情に合わせた児童クラブの運営、設備の基準としては各市町村において条例で定めることによって、今後、国の当分の間というのは、おおむね5年という示しがございますが、そういった期間で新しい子育て支援制度を推進していこうということでございますので、財源の動向もありますけれども、やはりその間、社会情勢の変化等によりましては例えば霧島市の条例においても、その地域の現情に合わせた改正を行っていかねばならないと思います。そのためにやはりこの土台となる条例というものの存在というのが、一番重要になってくると思いますので、今回制定させていただきたいということで提案をしております。

○委員（植山利博君）

それでさっきの繰り返しになるわけですけども、この条例を制定して来年度の予算要求は今年度よりもほぼ同等くらいの予算要求をしたいという趣旨の答弁だったと思うんですけども、この条例を三つとも制定をして来年度からの運用をスタートするとすれば、やはりはるかに平成26年度の予算要求よりも大きな予算要求をしていかなければならないケースになっていくんじゃないかと思えますけれど、26年度の予算規模で大丈夫なんですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回の子育て支援制度の大きな改革というものでございます。そういったものから考え合わせますと、やはりこの条例、さらには先ほど別の資料でお示ししましたいろんな給付等、それから地域支援事業のいわゆる13事業、そういったものの推進をするためにはやはり平成26年度以上の予算の確保というのは必要になるのではないかと、現時点では考えております。あとはその財源の問題がどうなるのかでありますので、26年度中の一般財源の確保ができるのであれば、やはり特定財源、いわゆる国の交付金等を考えれば膨らんでいくと考えております。

○委員長（時任英寛君）

確認いたします。要は現状においての今の子育て支援の予算、一般財源については本年度並みだけでも、この条例に関わるころの国の特定財源についてはやはり大きくなっていくと、一般財源の確保はまず大事であるという認識であるという、そのような形で捉えましたけれども、よろしいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

そのとおりでございます。先ほど私が答弁いたしました、やはり霧島市における基本構想の中の重点政策の一つでございますので、その政策が前年度よりも一般財源ベースで下がるというのは、やはり市長としてもそういう子育て環境の充実というのを掲げておりますので、そういった意味合いから先ほどの答弁をしたとおりでございます。

○委員（植山利博君）

例えばこの条例を制定します。政策として動き出します。国の補助金なり交付金なり手当をできたとします。しかしそこには裏財源で市の一般財源の持ち出しを伴う状況というのはないわけですか。例えば生活保護の扶助費にしても26億5,000万円くらいの支出の中で、市の持ち出しも6億円くらいあるわけですね。ほかの国の政策の中でも、やはり国が負担する裏財源というか、市の持ち出しというのが必ず最近はついてくるわけです。そうすると国が決めた法律だけど、そのことによって霧島市が一般財源の中から負担をしなければならない、もちろん交付税の算定基準の中に入っていますよということであろうとしても、負担をしなければならない。ある意味では強制的に一般財源から負担を余儀なくされる状況はないんですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回の子育て支援に関する国の財源的な措置が、今のところ交付金という形で聞いておりますけれども、いわゆる色のついたお金でございますので、それは子育て支援のために使わなければならないと当然思っております。さらに、やはり国の交付金だけで子育て支援を賄うというのはないだろうと、それには一般財源の継ぎ足し、裏財源というものはあると考えております。

○委員（植山利博君）

そうすると今、経過措置を約5年と想定していると言われましたけれども、5年後の霧島市の財政の状況はどうかと言うと、合併特例の交付金が三十数億円減になって、そのときの予算を450億円ぐらいと想定しているわけです。5年後には今よりも110億円ぐらいの減額を想定している状況の中で、しっかりしたこの条例の運用につながるその辺の議論はあったんですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

子育て支援の今回の財源と合わせて、霧島市の近い将来の地方交付税等の通常ベースに伴う財源の減少、そういうものについては直接的にはお話はしておりませんが、ただ市全体としていろんな政策を進める上で、この地方交付税のいわゆる一般財源の確保というのは非常に一番重要なところでございます。そういったことで基本構想の政策の中での議論というのはしているところでございます。ただ今後とも植山委員の言われましたような重点施策との関連も合わせまして、ほかにも重点施策は三つ、四つございますので、そういった中でも議論をしていきたいと考えております。

○委員（徳田修和君）

少し中身のほうで確認をさせていただきたいんですけれども、3条の中で心身ともに健やかに育成されることを保障するものであると、保障を求めているんですけれども、21条で事故発生対応のとき、これは利用者が市への提供によりこの施設内で起こった事故等を市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならないと読み取ってはいるんですけれども、学校からその施設に行く間での事故対応であったりとか、そういうことに関しての責任だったり対応であったりというのは、どのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

各児童クラブにおきましては、子供が児童クラブにいるとき、それからそこへ行くまでの間という

のも含めて、保険には掛かっている条件になっておりますけれども、その中で個別の事案についてどういったカバーのされ方をしているのか、その辺の確認は必要かなとは思っております。ただ、どのクラブもそういった形の子供の事故等の保険的なものには加入していると把握しております。

○委員（徳田修和君）

保険のほうの対応は理解しましたけれども、例えばこれが単発的な事故であったりとか、お一人来るべき時間に来られてないからということ、施設のほうで確認ができると思いますので、それで学校へ問合せして、連絡等取り合っというような対応はとれると思うんですけど、これが仮にがけ崩れであったりとか、自然災害多発的な事故等でたくさんの児童の方が被害に遭われたりした場合に、その連絡をとった後に主導権は市であったりとか、施設であったりとか、どちらかが主導して指示を送らないと迅速な対応等はできないと思うんですけども、その辺はどうお考えなんでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

やはり今の徳田委員のお尋ねも今回のこの条例をどのように具体的に施行していき、運用方針的なものを定めていくかということにつながってくると思います。やはり市としましても今回の条例を御決定いただき、それから国もそういった市町村の動向も把握していき、そして具体的な指針等についてお示しがあると考えております。ただ今の具体的な御質問については、やはり地域の防災、市の防災体制とも併せてこの条例の主語は放課後児童健全育成事業者ということになっておりますけれども、やはり市とそういった災害の関係機関、例えば消防とか、そういったところとの連絡体制は整えておかなければならないと思っておりますので、またそこは議論をしていきたいと思っております。

○委員（徳田修和君）

今回、一般質問の中でもちょっと危険区域等もまだまだ通学路等に存在するのを確認できたんですけども、そういった面からもそういう事故・災害等への対応をしっかりと協議していただけることを指摘しておきます。

○委員（今吉歳晴君）

児童クラブに通う途中に事故に遭った、その保険というのは、その事業者のほうで加入されているということですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

各事業者のほうで加入しているということでございます。

○委員（今吉歳晴君）

移動中の事故に対しての保険を適用されているということは、全ての事業者のほうでそこについて対応はされているんですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

個別に掛けていらっしゃる保険の内容について、全てをチェックしているわけではございません。条例として設定された後にそういった面も含めて、細かな確認というようなことが発生すると思いません。その中で解決しなければならないものがあれば、解決していかなければいけないという作業が生

まれてくるのではないかと考えております。

○委員（今吉歳晴君）

これは霧島市の児童クラブ連絡会から頂いた資料ですが、この中に指導員の支援については、国はまだ公的な資格制度はないという表現をされているわけですが、これはそうなんですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

今回、指導員の資格については、明らかにこういう形で出てきてはおります。ガイドライン等で示されている内容が今まで全てだったんですけれども、今回、こういった資格を有し、研修を受けなければならないということになっておりますので、今後そういった資格を持った指導員の方々が指導できるような形に、市のほうもまた支援していかなければいけないかなと考えております。

○委員（今吉歳晴君）

この前の語りかの中で、資格についてはまだ全資格を持っていない施設もあるというような発言があったわけですが、この辺についての取扱いというのは今後どうされるんですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

当然、現在この資格をまだ持っていないところがあるだろうなと思っております。その点につきましても、どういうふうにして改善していけるかというのも実際今、児童クラブをされている方々といろいろ協議しながら進めていかなければならないんじゃないかなと思っております。いろんな形があると思いますけれども、そういった資格を持っている人たちをどうにか組織的に育成できるような形ができれば最もいいんでしょうけれども、それは今後考えていかなければいけないことだと思っております。

○委員（植山利博君）

今の質問に関連して10条で職員の資格をうたっているわけですが、今の答弁によると、現時点では、その資格を有しない方々もいらっしゃるんじゃないかという答弁だったわけです。この条例が施行されれば、当然、資格を満たす職員が1名以上は、支援の単位ごとに2名以上とするとなっておりますから、1名は補助員でもいいということですが、資格を有さなければだめだということになるのかと思うんですけれども、この条例が動き出したらそういう環境になると理解してよろしいですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

そういう環境になるように工夫をしていかなければならないと考えております。先ほど私が組織的に申しましたのは、これはまだ事業をされている方々とちゃんと詰めていけませんので、アイデアとしては一つのクラブにそういう資格を持っていらっしゃる方が二人、三人いたという場合もあります。ですからそういう人たちをうまくそういうところに行って指導していただければありがたいなと、そういう仕組みができればいいなというふうには考えております。

○委員（宮本明彦君）

1.65㎡以上という面積案件についてですけれども、先ほど38施設の状況は分かっているというふう

に受け取ったんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

きちっと計るとまた違うのかもしれませんが、私どもで把握しておりますそれぞれのクラブの面積と今回の面積の要件と今年の入所登録児童数と考えたときに、どういう状況かというのは把握しているつもりでございます。

○委員（宮本明彦君）

その場合、どういうところを含んでいるのか、例えば職員・指導員の方々が使っている職員室と言った方がいいのか事務所、それから保健室とかトイレとか、いろんな場所の面積があつて、児童たちの指導といいますか保育をする場が、1.65㎡以上なのか、全体面積で考えておられるのか、その辺の基準はどうなっていますでしょうか。どういう計算をして、今足りている・足りていないという判断をされているのか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

基本的に保育所とか、認可を得て基準があるような施設というのを基本に考えておりますので、その中でいうと実際に子供がいる場所の面積を基準にしないとだめだと思っておりますし、当然そのような形の部分をこちらとしては面積として上げて頂いていると思っております。

○委員（宮本明彦君）

確認ですけれども、そしたら今、市が持つておられる所は児童が保育される場所を限定した形での面積の1.65㎡以上を確保しているクラブがどれぐらいあるというのは確認されているということですのでよろしいですね。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

委員おっしゃるとおり、子供がいる場所ということで聴き取った面積を基に、こちらとしては、認識しているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

もう1点、開園時間について、条例のほうでは1日に何時間というような形ですけれども、これは児童を受け入れる時間がそれだけあつたらいいと。最低限そこだけ空けていけばいいと、そういう意味で理解しておいたらよろしいですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

こちらも保育所等の保育時間と同じような考え方でおりまして、子供がいる時間というような形で考えております。

○委員（宮本明彦君）

それであれば、児童クラブのほうとしてはその準備とかありますから、それ以前から開けていなければならない、この8時間というのは預かる時間という意味合いですよ。児童クラブとしては、そのほかに片づけあつたり、開所までの準備であつたりが必要だということですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

おっしゃるとおり、事業所の方々から話を聞いても、やはり子供がいる時間だけではなくて、準備

であるとかいろんな時間にいなければいけないんだという話を聞いているところでございますので、当然、指導員の方々からすると、これを超える時間そこにいらっしやると思っております。

○委員（宮内 博君）

開所時間及び日数のところの関係で確認ですけれど、夏休みとか冬休みとか休業日における保育時間というのは8時間となっていますよね。それで、第10条の4項のところの一つの支援の単位を構成する児童の数、おおむね40人以下というふうになっております。通常、これまで児童クラブの方々にお話をお聞きしますと、長期休暇のときだけ子供を預けるという保護者の方たちも多いと聞いているわけですが、そのときに何か特段の措置っていうのが採れる解釈になっているのかどうかと、要するに40人を超えてはならないというふうになっておりますので、長期休暇中も含めてその枠を維持するということになりますと、特別に長期休業中に子供たちを預かるような対応というのが、別枠で必要になってくると思うんですけれど、その辺はどういうふうに考えていますか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

長期休業中、夏休みとかの利用を希望する子供が増える時期というのは、非常に頭の痛いところでございます。この基準のとおりにやると、その時期だけ基準どおりはなかなか難しいだろうと、施設的に不足するだろうというのは当然考えられます。全てをそれで解決しようとするとなんですけども、7月に文部科学省と厚生労働省の共同の通知で、放課後の子供を総合的に見守るというプランというのが出されております。こちらのほうは学校施設を重点的に使って、文部科学省のほうも放課後の子供を見るというような時間をまた児童クラブとは別に用意しなさいというようなこと、それから今回この次世代育成の計画の中にそれを盛り込まないと、児童クラブの施設整備の予算もつかないよというような形で通知をされているところです。ですので、今後は放課後の子供の居場所ということについては、教育委員会も含めまして学校施設を利用するような形も含めて、児童クラブは児童クラブとして整備しなければいけませんけれど、そういういろんな利用の選択肢を設けられるような方策を検討していかなければならないということになっています。

○委員（宮内 博君）

ただ放課後子ども教室と一体的に児童クラブを捉えることには無理があるというふうに思うんですよね。児童クラブは児童クラブで、子供たちの生活の場だということの位置付けというのが、何よりも他の施設と違う大きな役割だと思いますので、そのところが曖昧になってくると、児童クラブの役割そのものも大きな問題を抱えることになると思いますので、そのところは十分な児童クラブの役割をきちんと捉えた上で議論をしていくことが必要だと思いますので、そこは強く要請をおきたいと思います。それから先ほどの指導員の方々の資格の関係ではありますが、これは附則の中で当分の間はこれを現在、児童クラブを運営しているところについては、継続していくということが可能になっていくということなんですけれども、ただ5年間ということ、先ほども当分の間というのは5年間だと部長のほうからも答弁があったんですけれども、先ほど若干お尋ねしたんですけれども、実際に今、働いていらっしやる指導員の方たちがそれらの資格を得て、継続して働くことができるよ

うな環境を作っていくというのも市の大事な取組になろうかと思えますけれども、その辺についてはどういうふうを考えていらっしゃるのか、再度、基本的な問題としてお聴きをしておきたいと思えます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

まず、私が発言しました附則の当分の間というのは5年間を想定していると、これについては、ただ5年間というきっちりしたこともなかなか、例えば面積基準等も5年間で果たして完全に解消できるかという疑問もございますので、5年間というのはあくまでも想定ということで御理解いただければと思います。ただ、資格の問題につきましては、第10条の第3項によって次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないという義務規定にしておりますが、その中でも9号においては、若干2年間の実務に就いていた方で市長が適当と認めたものでかつ、県知事が主催する研修を受けた者というふうにもなっておりますので、ここら辺りではやはり弾力的な運用はしていく必要があるのかなと思っております。

○委員（中村満雄君）

17条に市が指導とか助言とか書かれていますが、この条例の詳細な運用について例えば条例の施行要領とか、定めるお考えはないのか、また例えば先ほど事故が起きたときには、補償しなさいとなっている、でも補償するためには保険かけようがなんでも構わないよというのかとか、そういったところも含めて保険を掛けなさいよとか、そういったことは市からの指導とか助言に含まれるとは思いますが、そういったところに対する運用の要領とか、そういったものを定めるおつもりはありますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

中村委員御指摘のとおりでございます。まだこの条例の規定だけでは、具体的にこの児童クラブについての様々な実際の現場における推進というのは難しいところがございます。したがって、国も現時点では法律の運用、解釈となるべき政令も出しておりません。したがって、そういう政令を見まして認可申請等の手続等のことも具体的には定めておりませんので、そういったものを合わせて例えば条例施行規則で定めなければならないもの、あるいは今ございましたような運用的なもの、方針として定めるもの、そういったものを整理していかないとならないと思っております。

○委員（宮本明彦君）

先ほど数の把握はできてないというお話がありましたよね。要は定数に対してどれだけ待機がいるのかということなんですけれども、今後、運用していく中でやはり定数的な考えというのは、考えてよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

その施設の定数というのは、当然、面積要件からそこに居られる子供の数というのはでてきってしまうというふうには考えております。それが施設の条件上そうになってしまうということではありますけれども、そういった形での定数というような考え方はしていかなければいけないだろうと、それを基

に施設整備でありますとか、いろんなことを考えていかなければいけないというふうには思っております。

○委員（宮本明彦君）

ということは当然、どういう状態で待機の数把握するかっていうのはあると思いますけれども、そこはもう最終的にはクラブ側と連絡を取り合いながら集計を実施していく形になるというお考えでしょうか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

先ほどもお話しましたが、利用調整までできるようになればいいんですけども、うまくそういった情報を頂きながら、そのためにはやはり家に近い所、学校に近い所とか、利用料が一つであるということ、それから選ばれる中身の水準という基準を決めて、水準にあるということがあれば、そこまでやっぱり5年間のうちにいろいろ事業者の方々ともやり取りしながら、そういう関係を作っていかなければならないと思っております。

○委員（植山利博君）

この条例整備をされて、環境が好転していくと。そして施策が充実していくことによって、その潜在的な待機というか、今までそういう環境が整っていただければぜひ預っていただきたいというようなことが発生してくるのではなからうかと想定されますけれども、そうすれば40人という数の規定もあるわけですから、施設整備というのをもっと必要になってくる状況が出てくるかなという気がするんですけども、今、施設整備に対しても補助を出す形で整備がされてきたわけですが、今後のそのような展望というのは議論はなかったですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

ただいまの御質問は確か今回の一般質問でも、若干関連であったように記憶しておりますが、やはり市の方針としては放課後児童クラブにつきましては、公設民営ということを基本としておりますので、その施設整備のための財源確保というのは重要な問題でございまして、施設整備を進めるに当たっては、各クラブの実情に応じて計画を立てて、順番に整備をしようとしております。またその整備に当たりましては、現時点では国・県の補助事業がございまして、それを十分活用しながら進めてまいりたいと思っております。ただ来年7月からその現行の児童クラブ施設整備の補助事業がどういうふうに変っていくのか、ここもまだはっきりしないところがございまして、我々としては最低限、現時点の補助制度が存在するとして、予算要求等は行っていきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

それから第10条の4項によって、1施設40人以下というところが規定されるわけでありましてけれども、当分の間、規定を適用しないというところに入ってきているんですが、現状におきましても38の児童クラブの中で、40人を超えるクラブが15クラブありますよね。それで実際に超えているところは、40人という規模を超えてはならないわけですから、5年間の間にそれを分散していかなければいけないというのが、当然ついてくるわけです。それで市として当然、その間に対応をしていくということ

が必要になってくるわけですが、そのことについてはどういうふうに見ていますか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

この基準に沿った形で、すべてのクラブが実施されているということにするためには、先ほど申しましたけれども、その年その年によってもまた変動があったりすると思いますけれども、ですので施設整備は施設整備として必要なものを進めていながら、調整できるような形に条件を一つずつそろえていくという作業をしながら、この基準の中で運営できるようにしていくというような課題が残っていると考えております。

○委員（宮内 博君）

今の答弁の中には、年度によって変化があるということで、今超えているからそれがこれから先も超えているかどうかというのは不透明だということも含んでいると思うんですね。ただ対象児童が小学生全体を対象にするようになるわけですので、当然対象年齢も増えてくるということになりますから、子供の数は全体的に減っていくという時代的な背景はありますけれども、決してそうはならないんじゃないのかなと思いますので、そのところも含めて検討していくことが必要じゃないかと思っております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘のとおりでございますが、やはりそのこともありますので40人以下ということもございまして、附則において施行期日についても、その部分については当分の間ということで規定しております。ただ、学校によっては、児童数は今後相当増えていってさらに、保護者の方々のいわゆる協働という状態につきましては、それについては社会環境の変化とともに、児童クラブへの希望というのは非常に多くなってくると想定されます。しかもいわゆる小3の壁というのが取り払われて、小6まで拡充されたということもありますので、今後その40人という規模をどのようにして、施設と併せて環境を整えていくのかというのは非常に大きな問題ですので、今後とも放課後児童クラブの連絡会の皆様、それから組織には入っていらっしやらないけれども、そういったいわゆる保育所等で運営されている方々とは、対応については協議をしていかなければならない、そしてまた計画づくりをしております行動支援事業計画につきましては、ニーズ調査もしておりますので、そういったものも勘案しながら進めていきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

今回の条例とは少し離れるんですけども、先ほどから課題の一つとして利用料金の統一ということをおっしゃっているわけですが、やはり利用料金の統一に向けては市がある一定の関わりを持ちながら、その方向に進むという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

委員おっしゃるとおりです。市としてこの地域に住む子供たちの利用するための料金の設定、これは当然市が関与して話し合いをするということでございます。

○委員（植山利博君）

そうなる、先ほど部長が答弁された公設民営というのが筋だということなんですけれども、利用料金に市が関わって統一の方向に進むとすれば、運営補助というところ至る可能性というのは出て来るんじゃないかと思えますけれど、その辺の議論はいかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

公設民営という考え方は、まず公設は先ほどの私の答弁では、施設設備の公設ということで、中身の運営については民営でということでお答えしました。ただ当然、その建物だけではなくて、中身の運営に当たって指導員の報酬の問題とか、いろいろございまして、適切な基準というものを今回条例で定めよう、そしてそれを運用させるにはどういったものを定めていかなければならないかということが、非常に今後の大きな課題でございますので、当然中身の運営の補助というものについても、手を入れていかなければならないと思っております。

○委員（中村満雄君）

条例の中には、「ねばならない」とか、「こうしてはならない」とか、そういった記述がたくさん見受けられるんですが、もちろん事業を営んでいる方々のボランティア的とか、経過とかそういったのは十分承知している上ですが、万が一「ねばならない」とか、義務的要件を逸脱するような施設が存在した場合、もちろん項目としては指導するとか、そういった記述が見受けられますけれども、どのような対応をされるのかちょっと聞かせてください。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回の3条例につきましては、やはり一番の目的は子供たちの安心安全な生活の場を確保していくということですので、その基準に当たっては「なければならない」という定め方をしておりますが、ただやはり委員御指摘のとおり施設によってはなかなかこの「ならない」という状況にないところもあると思います。そこはやはり、まず直接的なそういう条項に違反するようなことがありましても、直ちに指導とかそういうことではなくて、やはり事前にそういった状況の実際の実事確認、事情確認をさせていただきながら、事業者の方とは対話をしながら、取り組んでいかなければならないと思っておりますので、直接的なこの文面どおり直ちに指導とか、そういうことはできれば避けたいと考えております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、議案第51号の質疑を終結いたします。続きまして、議案第52号の審査に入りたいと思います。議案第52号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を求めます。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

それでは議案第52号の簡単な説明をさせていただきます。これは地域型保育給付という、新しく公費を入れてこのような取組で待機児童を解消しようという国の考え方で生まれた事業でございます。

中身につきましては先ほども言いましたが、0、1、2歳を対象とした受入先という考え方でございます。この0、1、2のところの待機児童の数が全国的に非常に多くなっているために、そこに対応しようというものです。小規模保育事業と家庭的保育事業というものがございしますが、小規模保育は6人から19人の子供を預かるという形でございます。この小規模保育事業の中には、A、B、Cの三つ型がございまして、その違いは何かというとは、Aは最も保育所の基準に近い、保育所の基準と同じと考えていただいてもいいものだと思います。保育所の分園的な考え方でいいと思います。B、Cの違いというのは、何が違うかという保育従事者の資格でございします。Bは例えば二人のうち一人は保育士の免許を持っていないといけないよと、だれどもう一人は研修を受けなさいと、持ってなくてもいいよと、Cになると誰も持ってなくてもいいよと、研修を受けなければいいよというような、保育に携わる方の資格がA、B、Cと違っております。ですので、国としてはCなりBなりの環境でも、待機児童を解消しようというようなことで用意したものであるということです。家庭的保育に関しましては、普通、家の中で定員5人ぐらいの子供を見るというようなイメージです。それから事業所内保育は今現在、病院等でも行われていたりしますけれども、会社の中であるとか、複数の会社が集まってその事業所で子供を預かる場所を作るといふこと、それから居宅訪問型保育というのが、これがベビーシッター的なもので、その子供の家に行って1対1で保育をすると、最近いろんな事故等がございまして、認可していないようなところの事故が起こったりしておりますけれども、国としてはそういうものをきちっと保育従事者の研修なりをしっかりと受けさせた上で、そういう制度を取り入れていきたいと思いますというようなこととございします。こういった四つの事業をそれぞれについての中身について、定めようとするものが議案第52号の条例案でございします。

○委員長（時任英寛君）

議案第52号の説明が終わります。質疑を認めます。

○委員（宮内 博君）

今、説明の中でもありましたけれど、この事業が取り入れられることの大きな問題の一つに、その保育士の資格要件というのが、この分類によって全然違ってくるといふことです。ベビーシッター等についての事件というのは、報道もされているところでありますけれども、単に待機児童を解消するといふことで、いわゆる専門的な資格を持っていない人たちが、研修を修了した人たちではありますけれども、保育をするといふことに対して、実際に保育現場にサービスをもち込むようなことにならないかと、同時に事故の対応とか、そういう点について不安はないのかという点については、どんなふうにお考えなんでしょうか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

現在、行っております子ども子育て会議の中でも、市の考え方としてお示ししてございします。この制度、事業が四つありますけれども、市としてこの中で活用すると、小規模保育事業のA型、今の認可の保育所の分園的なものしか考えていませんよといふふうにしてるところです。なるべく保育の質であるとか、安全の部分を確認した形で待機児童的なものを解消したいと考えております。それで

はなぜほかの事業も今回条例として一緒に上げているのかというと、内容につきましては従事者のほうにいろいろハードルが低くなるようなものもあります。それでもいいよという形のものでありますので、保育士の資格を持った人がそういった形に関わるという形があっても、当然構わないわけです。だから市として、そういった環境でそういう事業を展開する必要があるとしたら、その選択肢も残す意味で考えております。ですから、従事者の資格として考えているのは、保育士であることというのが一番の条件で考えておりますことと、それか事業所内保育というのはニーズがございまして、実際、今やられているところに条件さえ合えば、財政的支援ができるんじゃないかというのもございませぬ。病院等で行われている事業所などにです。ですから、そういった四つもありますので、また実際されているところの中身をこの条例ができましたら、調べさせていただいて、支援できる環境があれば、こういうところをクリアすれば支援できるよというような形で、できればなるべく市が関与して、子供のいる場所を支援したいと考えているところです。

○委員（宮内 博君）

とは言っても、この条例化をすることによって、例えばB型でありましたら保育士の割合が2分の1以上と、だから半分は保育士でなくてもいいわけですね。それでC型の場合は、もう保育士も要らないということになるわけです。市のほうがそういう要請をしても、「いや、条例上はこうなっているじゃないですか」と、当然そういうふうになりますよね。どうですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

今回、子ども・子育て会議の中で具体的な事業所支援の事業計画を立てています。その中には、この数は施設型、この数にもっと足りない部分は一部を小規模保育事業のA型で解消しますよというような、そこまで具体的にお示しした上で、委員の方々、その考えで市の保育というのは考えているんだなというのを、皆さんにお知らせしながらその計画をその委員の中で決めていくという作業をしております。ですから保育士の資格を持っていなくて、これやりたいんだけどというふうに来ても、実際、市としてそこに公費を入れるということはありませんと考えております。ですので市の考え方、それを子ども子育て会議の中で、しっかり理解させていただいて、計画の中でもこの形のこのタイプでしか対応しませんよ、公費は入れませんよというような考え方でやっついこうと考えております。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、例えば第8条のところに家庭保育事業者等の職員の一般要件というのがありますよね。これを見ると、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならぬと、条例でこういうふうに規定していれば市のほうで今おっしゃったようなことを条件にするというのは、かなり難しいものがあるんじゃないですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

条例でこのような形でうたっているから、これが実際に公費を投入する事業として成り立つかというのは、それはまた別の問題です。こういう形の条件がそろっていて、こちらが特定のそういう事業と認めましょうというようなことで、認めたときに初めて公費の対象となる、その特定というか公費

を入れる事業にするかしないかの中身については第53号の条例で定めようとしているところがございますけれども、その部分はやはり市がその辺の考え方をしっかり持って、それから皆さんに理解していただいとうえで、こういう形で保育の場所を作っていこうとしているんだなというのが分かる形でやろうとしておりますので、その特定という部分が付くか・付かないかの判断は、市のほうで行わなければいけないと考えております。

○委員（宮内 博君）

条例にそういう規定があつて、今おっしゃる市の関与ですね、公費をつぎ込むかどうかの判断の基準というのは、条例上どこにありますか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

この議案第52号の条例では、認可の部分でこういう表現を満たしていればいいですよという条例です。ですから認可を受ける、認可の条件を揃えている事業であることと、それから市が特定の事業で認めることとはまた別ですので、そういったことで地域型保育給付の事業の条件としてはこうですよというのは定めておかないと、全く国で定めてあるのにここにはないのかという、そういう必要性が出てくる可能性もありますし、中身はこちらとしては、保育士で家庭的であったり、居宅訪問型であっても、そういうことを作る可能性もありますので、最初のときにその可能性まで積んでおくということではできませんので、また居宅訪問型に関しましては、今、先ほどの13事業の中のファミリーサポートセンター事業というのを実際やっております。そういう関係さえ作れば、個別の子供の託児というのは、今ある制度でも活用できますので、あらゆる手段を用意した上で最もいい活用の仕方ができるような形で、事業としての条件を定めたものでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど議案第51号の関係では市独自の附則を設けたということで説明があつたんですよね。それでこの議案第52号については、国の示した条例案そのものを引用していると理解をしたんですけど、それでよろしいですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

放課後児童クラブに関しましては、現在その事業をやっている方がいらっしゃる、その事業を継続するための経過措置という形で、独自で市で定めさせていただきましたが、今まで市が認めて、公費を入れて、この地域型保育事業をやっているところはございません。ということは今後、この条件に合うところしか認めないということですので、経過措置をわざわざ作らずに、国の基準どおりということにしました。

○委員（宮内 博君）

ですから、市が独自にその公費をつぎ込むかどうかという判断が、どの程度この中に盛り込まれているのかよく分からなかったから、先ほどの件を言ったわけです。ですから、実際、条例上の中には一番最初に説明がありましたように、いわゆる保育士の資格要件というのは、この条例上は全員保育士でなければならないのは、小規模保育事業のA型しかないということでもありますから、あとのB型、

C型については、保育士でなくても、保育士に変わる仕事をすることができますよとなっているから、それは条例上そうなっている以上、それに従うことが必要になってくるのではないかということと言ったわけです。ですから、そこの関わりでもう少し釈然としないんですけれどもどうですか。

○委員長（時任英寛君）

分かりますよね。結局今、説明がありましたように条例に載っている小規模の事業であっても、A型、B型、C型については、申請があればこの条例のとおり認可はしますと、しかしながら公費として投入をするという部分については、今おっしゃるのはA型しか認めないということですよ。保育士の資格を持ったB型、C型だったら認めるけれども、ということですよ。それについては公費を投入するというので、子ども・子育て会議で確認をし、そのような方向性で事業を進めたいと。このように理解していいですか。だからそれについて、宮内委員のほうからは、附則でそういうものをうたうべきではないですかということですよ。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時40分」

「再開 午前11時45分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

この条例第52号につきましては、例えば都市部における待機児童解消のための小規模な保育施設等の認可の基準でございまして、やはり地方におきましても、将来こういった施設を導入しようとする事業者の認可申請が出た場合に、対応するべく定めようとしているものでございます。あくまでも基準ということでございますので、その後の判断は総合的に条例等と照らし合わせ、それから先ほど申し上げました地域の保育実情、ニーズに合っているのかどうか、そういったものも併せて、最終的には市が認可するということになると思いますので、そのための基準というものでございますから、逐条的な今、保育士がいなくてもどうするのかとかは、まだ申請が出てこない限り、想定としては、まず市としてはこの基準のとおりに従って、あるいは地域の実情を見て認可ということしか今のところ言えないと思います。

○委員（宮内 博君）

先ほど課長のほうがおっしゃった、公費を入れるかどうかの判定の基準というのが、この条文上明記されていれば、そのところが言えるんだけど、条例を作る以上は今、部長がおっしゃったように、将来そういう申し出があったときに、この条例に照らして許可するかどうかということ判断するということになるわけですので、条例を作る段階で今、課長のほうがおっしゃった部分について明記する必要があるれば、明記しておくべきだと思うから、そのことを申し上げているわけでした、そのところはどうなんですか。条例を作るときはそういうことだったけれども、作った条例はそうになってないということになってしまうと、整合性がとれないと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今後、国の法に基づく政令等の提示もあると思いますので、条例につきましては議案第51号のところでもお答えしましたように、具体的な運用の指針等になるものがまだございません。そういったものについては、今、宮内委員から御指摘がありましたように、やはりある程度想定をしておき、こういった場合にはどういった形で認可するというようなものは、やはり議論をしておいて、形にしておくべきものと考えます。

○委員（宮内 博君）

今、示された家庭的保育事業の中で、保育料はどういうふうになっていくのかという関係についてでありますけれども、これまで示されている情報を見させていただきましても、総則の中でもその規定はありません。それで見る限りどこにも出てこないんですけど、保育料については、市はどういうふうに関与できるんですか。また条例上はどういうふうになってくるんですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

保育料、利用料につきましては、新しくできる認定子ども園でありますとか、保育所、幼稚園それとこの事業、細かい事業につきましても、今後、収入に応じた形で定めることとなります。国からは大体こういった階層でこういう額というふうな形では示されておりますが、これは市町村によって今の保育所等の保育料の決められ方というのが、今までの流れというのがございますので、今後の保育料をどういったふうに決めますかというのは今、作業をしているところでございまして、今後、それを条例という形になるのかというのは今後、またの議会で提案するような形になるのではないかと考えております。今、作業中でございます。

○委員（宮内 博君）

それは議案第53号のところの適用であって、議案第52号の部分についてそれがありますか。53号については確かに今おっしゃったようなところがありますよね。52号の中に見えないから言っているんですよ。52号ですよ。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

この条例案の52号の事業に関しましては、0、1、2歳の保育を受ける子供として、市がその子供の保育が必要だということを認めた上で利用する施設ですので、先ほど言いましたとおり、入るためには施設型の保育所と同じ考え方の手続きです。ですので、その利用料につきましては、また別途定めることとなります。

○委員（宮内 博君）

この議案第52号の関係で、そこの定めが条例上ないですよ。今おっしゃった部分は議案第52号の中のどこに書いてあるんですか。

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時52分」

「再開 午前11時55分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

審議いただいております議案第52号につきましては、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。また議案第51号、52号、53号に共通する利用者負担については、子ども・子育て支援法の中で政令で定める保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、市町村が定める額となっておりますので、やはり別途の条例あるいは規則で定めるべきものと思っております。ですので、今後審議いただく議案第53号に出てくる料金の話とは別であると理解いただきたいと思っております。

○委員長（時任英寛君）

52号にでてくる利用料については、この49条で対応すると、子ども子育て支援法で定めた政令で云々とあるんですけども、ここの49条はあくまでも設備及び運営に関する基準に関わる規則を定めるということで、利用料は別途と、このように認識してよろしいですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

そのとおりでございます。この52号の第49条はあくまでもこの表題にあります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準で条例に定めきれないものを規則にしているという御理解を頂きたいと思っております。

○委員（植山利博君）

今回のこの条例を制定することによって、現実に今、認可外として保育を担っていらっしゃる事業所なり施設、そういうものの解消につながると理解をしてよろしいですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

実際、1件、認可外でされているところの状況は把握しておりますが、個別にこの条件に合うところがどうなのか、それからこの条件に合うように努力してもらえれば、合うところが出てくるのかというのは、今後、1件、1件確認をしていきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

例えば霧島市において、認可外の特に深夜等の保育を担っている施設がもしあるとすれば、どれぐらいあって、どれぐらいの数の0歳から2歳の方を預かっているということをして市として捉えられているのかどうか、あればお示してください。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

24時間でという形では1か所把握しております。実際、直近の状況を確認しましたところ、夜間2時くらいまで、多いときは4人くらい、少ないときは一人、二人というような利用のされ方があるというのは、把握しております。

○委員（植山利博君）

この条例が動き出していくと、そのようなまだ1か所ということですが、今後そういうニ一

ズがほかにもあって、そういう施設が公に運用されていくような状況が現れるというふうな理解をしてよろしいですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

委員おっしゃるとおり、実際にそういうニーズに対して、市が確認した施設で保育ができればそれに越したことはないと考えているところです。

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時00分」

「再開 午後 1時05分」

○委員長（時任英寛君）

それでは51号に関する指導員・補助員の人数について報告を受けます。

○子ども・子育てG主査（藤田光治君）

議案第51号で質疑のありました放課後児童クラブの指導員の数ですけれども、平成26年5月1日現在で151名となっております。

○委員長（時任英寛君）

保育士の資格がある方も分かりますか。

○子ども・子育てG主査（藤田光治君）

保育士又は幼稚園教諭の免許を持っている方が62名となっております。

○委員長（時任英寛君）

それでは引き続き議案第52号の質疑に入りますが、ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、議案第52号についての質疑を終わります。続きまして議案第53号についての説明を受けます。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

議案第53号につきましてですけれども、教育保育施設、それから地域型の保育事業というのが制度の中にございますが、この二つの事業を市が特定するに当たっての基準ということになっておりまして、それぞれに施設型の教育・保育施設、それから先ほど議案第52号でも協議していただきました地域型保育事業のそれぞれの運営に関する事業を定めているところです。運営基準の中身につきましては、当然利用の申し込みに対して、正当な理由のない受入れを拒否してはいけませんよということであるとか、市が行うあっせん、調整に対して協力していただかなければ困りますよということであるとか、小学校の前までの幼稚園・保育園・認定こども園ですので、小学校との連携、相談や援助を積極的に行うこと、緊急時の対応、虐待の禁止でありますとか、秘密保持、情報の提供と通常の施設として今までいわゆる認可保育所等、備えてなければいけないような記録であるとか文書、そのようなものをちゃんと揃えてくださいねというのを施設型に関しては第2章、地域型の4事業に関しては第

3章のほうでそれぞれ定めてあるというような内容になっております。

○委員長（時任英寛君）

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案32ページの第6条の関係で少しお尋ねをしたいと思います。児童福祉法第24条1項に規定がある保育を受ける権利がこの中には明記されているのですけれども、附則の第2条の2項の中ではこれを拒んではならないと記載してあるのですよね。当然法律上はこの保育を受ける権利があるわけですので、拒めないということになるわけですから、ところが32ページの第6条の2のところには、選考しなければならないという規定があるのですよね。拒めないのになぜ選考をする必要があるのかという点で、どういうふうに理解をされているのかなど。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

今回のこの制度について委員おっしゃったとおり児童福祉法第24条第1項の部分の保育所が措置的なそういう保育に欠ける子供は措置的に保育しなければいけないという中身が残りました。第24条の2項のほうに契約的な部分、認定こども園などもそういう性格のものも持っております。その部分を両方の性格を持った施設がありますが、特定というふうにして公費を入れるにあたっては、正当な理由がない限り原則保育を拒んではいけませんよというようなことをうたっております。一見相反することが両方書いてありますけれども、施設の性格上そういった表記に、もともとの児童福祉法のほうもそのように改正されているところでございます。

○委員（宮内 博君）

第24条の1項と2項との関係がここの中に表れているということですが、基本原則は保育に欠ける児童については、自治体が責任を持たないといけないという基本原則はそのまま堅持されたわけですよね。だけれども特別の事情がある場合には選考するというようなことになって、そこをどんなふうに調整するのだろうかということで、この条例にそんな規定があるので、両方使えるという話になる感じがするものですから、そこをお尋ねしているのですが、どの程度第24条の第1項については担保されるのですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

現実のところ全ての子供を現在でも受けることができない現状がございます。国においても同じ、全国的にそういう状況があることを改善するためにあらゆる手段というか、あらゆる方法を市が関与して、ある程度の水準と基準を維持した形でその保育というものを受けられるようにしようとするのがこの制度でありますので、要はそれに向けてどういった体制作りができるかということが正にその担保の部分、どこまで保証できるのかということに関わってくると思います。ですから今現在の現実としては保育の必要性があって、その必要性に順位が付けられていて、順位の低いところの方が空きがなければ入れないということは現実に起こっておりますから、そこをどれだけ受け入れられる環境を作れるかということに掛かってくるというふうに考えています。

○委員(宮内 博君)

順位が付けられているというのは、それぞれ条件が示されて、フルタイムで働いているとか、パートだとかそういう項目があったと思うのですけれども、第24条の第1項のところには自治体の義務的な部分が課されていて、しかしそれでできないときには第24条の2項で対応する施設もありますよということですよ。実質的に自治体が責任を持つ保育所、そのものが、今定員が例えば全体で1,000人なら1,000人であれば、それを越えた部分については、ほかの受皿があるから、いわゆる保育所としての機能を持つ施設でない部分で担ってもらおうではないかということで、保育そのものの全体が後退をするというようなことにはならないのですか。

○児童福祉課長(田上哲夫君)

この制度を取り入れることに保育の質が低下するようなことがあってはならないというのが大前提であります。そのところが市町村の取り組む姿勢というので差がでる可能性というか、そこが制度上恐れるところでもあります。ですから、いかに質の高いものをつくれるかということに関わってくるのですけれども、それを今回来年度からの5か年の計画の中で量と質の部分を併せて、計画的にきちんとした環境をつくりましょうというのが、この法の持っている趣旨でございます。

○委員(宮内 博君)

保育料の徴収の関係ですよ。これまでは自治体がこの保育料そのものについては徴収するということがあったのですけれども。この条例上から見ると事業者そのものが保育料の徴収に関わってくるということになるのですが、その辺の関係では実際に自治体との関係で問題は生じないものですか。

○児童福祉課長(田上哲夫君)

利用料の徴収に関しては現在、旧認定こども園法で運営してある園が霧島市に4園ございます。幼稚園型の所が保育所式のも持っているというところで、そこは既に園で徴収するという直接の利用料を頂くという仕組みになっております。それで、実際そのしくみを今やっている4園は新しい認定こども園に変わりますが、そのほかの幼稚園・保育所でも認定こども園に変わる所でございますけれども、その変わる所は自分の園で利用料をもらうというような仕組みになって、その自園でもらう所が増えるということでございます。それで、今までその4園の利用料の徴収の実態などに関してお聴きすると、ほとんど滞納もなく直接頂いているということで聞いているところです。

○委員(植山利博君)

特定教育・保育施設という表現がずっとなされているのですけれども、少しそのところの解説というか、説明をお願いできますか。

○児童福祉課長(田上哲夫君)

特定教育・保育施設ですので、幼稚園・保育所・認定こども園を指します。新しい制度下にあるそういう施設を言います。それに特定が付くのは市が施設型給付の支給対象にする施設と認めたというか。この法律では分かりにくいですが、確認という言葉を使っています。その中身を確認して上がった所は公費を入れますよというようなふうにして、決めた所を特定教育・保育施設と。特定教育は幼

稚園を指して、特定保育は保育所を指して、特定教育・保育施設になると認定子ども園的なものです。

○委員（植山利博君）

この法の趣旨を受けて条例を作るわけですが、いわゆる保育所と幼稚園の色分けてというのですかね。今まで幼保一元化というようなことを言われたこともあるし、今省庁がそれぞれ違うという形で、いつまで経ってもこれを乗り越えられない壁があったり、それを乗り越えるような対策、認定こども園というようなものが出てきたり、国の政策も少しあっち行ったり、こっち行ったりしているのかなという思いがあるわけですが、この法律を受けて保育所と幼稚園の位置付けというのはやはり今後に影響を及ぼすというような理解でいいのですか。今までの保育所の在り方、幼稚園の在り方というのは明らかに、例えば霧島市においても所管が全く別ですね。教育委員会が所管し、かたや保健福祉部が所管していると。今回の法律はその両方に渡る施策が盛り込まれているわけですが、その辺の仕分けというのは今後どうなっていくのでしょうか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

純粋に保育所として残るところは今まで通り保育指針というものを基本に行われますし、幼稚園は教育要領というのがありますので、それを基に行われます。それで、新しい認定こども園につきましては、その両方を加味した新しい認定こども園の教育・保育要領というのに基づいてできておりますので、両方の環境が一つの場所でできるというようなことを目指したものであります。どちらかという幼稚園をベースにした内容でありますけれども、これについても詳しい中身はまだ大きなものしか出てきておりませんので、細かいことが今後解説として出てくる予定ですので、そういったことを見ていけばどういった方向性というのが分かってくると思います。

○委員（植山利博君）

今、保育所を民営化する方向で進んでいますよね。現実に1園は民営化に踏み切ったと。将来に何年かに渡って民営化を進めていくという市の方針と今回のこの条例で行うとする考え方と、これはもう整合性があるという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

隼人保育所を民営化して、現在、11の市立保育所がございます。これにつきましてはの民営化実施計画におきましては、現在の保育所というものを移管するという考え方であります。ただ、移管後につきましては、やはり支援事業に基づいた形で、その認定こども園の考え方も取り入れていかなければならないということで考えております。ただ、民営化の実施計画との整合というところでは、取れていると思っております。そういうことも新事業の制度では今後保育所を移譲した場合に収入的にはこうなりますよというようなことを新事業の下で試算した額を公募条件には織り込んであります。

○委員（宮内 博君）

先ほど植山議員からもあったんですけど、幼稚園と保育所では所管が違うわけですよね。それでその関わり方の問題ですが、保育関係者から聞くと担当部局は総務省になるのではないかと、その辺このことも言われていたりして、実際、どのように教育委員会が幼稚園に関わり、保育所につ

いては福祉部門が係わっていくというようなことになるのかというのは、先ほどあったように、まだその詳細が分からないから、これからだということでありましたが、そういうふうに理解していいのかというのが一点、それからもう一つ、今回の法施行を前にして、保育所から幼稚園に移行するというのが全国的に見られる傾向の一つであるというふうに言われているのですね。それは、園に入るお金の関係で幼稚園のほうが有利だという見方があるというようなことで報道もされているところがありますが、その辺の危惧はどうか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

この制度を受けるに当たって、保育所・幼稚園から認定こども園に変わりますかという意向調査というのをいたしました。これはそれが決定ではなくて、7月、8月の時点でどうですかというのをお尋ねしたのですけれども、それによると、現在保育所である所が認定こども園に、幼稚園である所が認定こども園にという所は複数出てきております。特にそれによって危惧することというのはそれぞれ保育をベースに、教育をベースにされてきた方々ですので、十分この制度の中身も分かっていた上で、今後の保育教育を進めていただけたらいいなと考えているところがございますので、特にそういう危惧というのは持ってはおりません。教育委員会との関わりになりますけれども、幼稚園に関しましては今年窓口ですけれども、こちら福祉のほうに私立幼稚園の所管する事務を持って来ました。窓口もこちらで一元化して関わりがある。既に園の方々とやり取りをしているところがございます。それで、教育委員会のほうには公立の幼稚園の部分が残っております。そちらについては今後どういう方針でされるかというのは教育委員会のほうでされると思いますけれども、先ほどの話の中で放課後の子供の居場所の話を行いましたけれども、そういった関係もありまして教育と保育の部分でかなりいろんな話し合いとか、擦り合わせをしないといけない機会が増えてくると思いますので、その中で幼稚園のことであるとか、子供の居場所としての保育・教育それから学校、学校の放課後というような関わり方は出てくるとは思っております。

○委員（中村満雄君）

議案の31ページの第5条に電子情報処理組織を使用するとか、非常に堅苦しい言葉や書き方をされているのですが、まず、このような記載がされているのを初めてみたのですが、これはこの条例の特定なものですか。今後ともこのようなものは記載されていくのかということをお聴きします。例えば5条の2項で磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法、こういったのは言葉としておかしいのですよ。磁気ディスクとかシー・ディー・ロムというのは媒体であって、方法とは違うのです。だから文書的にもおかしいと思うのですが。

○子ども・子育てG主査（藤田光治君）

第5条につきましては国が示してあります、政令の内容どおりでございます。文言等全て同じ記載としております。

○委員（中村満雄君）

国のその文書そのものが間違っていると。非常に曖昧であって、これの盲点を突けと言ったらいく

つでもつけるんですけども、そういった意味でこれは霧島市の条例ですので、その辺はもうちょっと精査するべきではないですか。霧島市にも情報処理の部門があるわけですし、これでいいのかどうかそういったところですね。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

この利用に関する中身についてのデータについては、主にこれは国が市の利用とか、県の利用でまとめたものを国が吸い上げるためのものの部分であって、内容につきましても従うべき基準ということで、そのまま市町村の条例でもうたうことになっておりますので、そのような生かし方をしているところでございます。

○委員（中村満雄君）

だから間違いというのをそのまま容認した条例をおつくりになるのですかということを行っているのですが、そうだということですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回のこの条例につきましては冒頭のところで申し上げましたが、全国各市町村一斉に国の基準、参酌、その地域の実情に応じた特例があればそういったものを織り込むということでつくっております。この条文については先ほど来担当が説明をしましたが、国の基準をそのまま引用しておりますので、霧島市だけが間違っているということではなくて、全国全てがそういうことになります。そうすると非常に大きな影響がありますので、ここはそういう質問があったということで、国に伝えるのか、あるいはほかの自治体がどういうふうに取り扱うのか、この場ではお答えできません。

○委員長（時任英寛君）

この第5条につきましては国のほうから参酌すべき基準、従うべき基準とありますけれども、第5条は従うべき基準であって、このとおりに定めなければならないということであると。このように認識してよろしいですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

国のもともと定めていた基準どおりに定めるということをしておりますので、そこが間違っているということは国が間違っていると。ということは全国的な問題になります。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時32分」

「再 開 午後 1時40分」

再開します。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

霧島市の今回の条例審査において、議案第53号の第5条の第2項について、こういう疑義があったということで、国なり県なりにつなぐということではいかがでしょうか。

○委員（中村満雄君）

それでは、議案36ページの第27条に秘密保持等という条文があります。ここについて1項にはいわゆる秘密保持条項ということで、ほかに漏らしてはならないという記載がありますけれども、先ほどの第5条とかそういったところでは電子計算機とかそういったものを有効に活用する通信技術も使いなさいとか、使うことも認めますよとかそういった記載になっているわけですが、これだけ細かく書いて頂くんだったら、秘密の漏えいはいけないとか書かれているのですが、秘密保持の方策、今で言うウイルスとか、ネットワークを使っているわけですから、秘密保持方策を講じなければならない。そうでなかったらこう言ってなくてもとがめられないと。ちゃんとウイルスソフトを入れなさいよとか、そういったことを促すような秘密保持方策を講じなければならないというのが秘密保持には絶対必要なのですがいかがでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

この第27条も国の従うべき基準に基づいてそのまま規定をしているところでありますので、霧島市だけの問題ではないということになります。

○委員（中村満雄君）

2項にはその措置条項があって必要な措置、漏らすことがないようにとなっているのですよね。ということは逆に今のインターネットとかそういった世界では、こちらは漏らすつもりはなかったけれども、取りにくるとかそういった不埒なことをする方法というのがたくさんあるわけなんですよ。そういった意味でということをお願いしているのです。こっちは漏らすつもりはないけれども取りにくいたから責任はないとかそういったことではなくて、最低限のことは必要であるとか、そこをどう表記するかはともかくとして、そうでないと例えばウイルスソフトを入れてなかったと。これは漏らすことがないようにとなっているのです。漏らすことがないということは例えばUSBを入れたらいけないとか、そういったことは、漏らすことがないようにです。ところがこの方法ではあっちから取りにくいた場合は無策です。いかがでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

いろんな法律にこの守秘義務なるものは定めがあると思います。しかしながら、今中村委員のおっしゃるような具体的な電子媒体等を使った場合の秘密漏えい規定というものは、例えば地方公務員法、それから民生委員法を見ても規定はございません。そういう秘密を漏らしてはならないという規定を条例で定めておりますので、その後につきましては具体的なものは議案第51号、52号でも申し上げましたけれども、別途定めるべき運用指針とかそういったものでこういう媒体の場合はどうこうということが必要になってくると思います。ただ、その基になる国の政令がなかなか具体的なものが見えないので、今の時点では条例の表現について、国の従うべき基準どおりに提案をさせて頂いているということであります。

○委員（中村満雄君）

国がそう言っているからと。それならば、今部長のほうから答弁がありましたように、そのような運用規定とかですね、そういったものをしっかりつくるという方向だという理解でよろしいですか。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時45分」

「再開 午後 1時48分」

再開します。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

私が先ほど答弁した中には、行政側のほうが具体的にする場合には、運用支援とか定めをしなければならぬというような解釈でおりますけれども、この規定はやはり相手方ですので、やはり相手方については、その事業所の責任において、現在でもそうであると思うんですけれども、秘密を漏らしてはならないという条例に従ってそれぞれの事業所が自己責任においてそういう措置は講じなければならぬ、そのための基本的な考え方を条例では規定しているものと思います。

○委員長（時任英寛君）

この議案第53号については必要な措置を講じるというのは、その事業所の判断で行うと。市において運営細則等を定めて、そこまでを事業者に義務付けるものではないと認識してよろしいですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

細かいことにつきましては市から想定できるものも困難ですので、やはり条例においては基本的なそういう考え方をお示しして、あとは現在でも一緒だと思うんですけれども、事業所が自己責任において秘密の漏洩対策を講じなければならぬと考えております。

○委員（中村満雄君）

ということはその事業者の責任でおっしゃいますけれども、あくまでも私が想定していますのはパソコンとかそういったものに詳しくない方が、多分操作される機器であろうというふうには想定しているわけなんです。そういったところに対して霧島市は指導しなかったと。漏れるというのは世の中でいっぱいありますので、そういった場合に霧島市は何も言ってくれなかったよ。助言もしてくれなかったよということで、そういった批判は甘んじて受けるという姿勢ですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

決してそういうことではなくて、市と行政としては各事業者が第27条に規定する業務上知り得た秘密を漏らしてはならないということを規定しておりますで、当然それに従って事業所はかねての日常業務運営に当たって行わなければならないということでございまして、いわゆるこれに従わなかったものは条例違反ということになりますから、それだけの社会的な非難というものはあると思います。甘んじて行政が受けているということでは決してないと思います。

○委員（宮内 博君）

幼保連携型のこの認定子ども園には、1号認定、2号認定、3号認定というのがあるはずですが、それをちょっと具体的に子供の保育時間、それと年齢等どのようになっているか御説明ください。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

1号認定ですが、1号認定につきましては、3歳以上の小学校就学前の子供であって、2号認定の子供以外のものを言います。教育標準時間ということで4時間を想定しております。それから2号認定ですが、満3歳以上の小学校就学前の子供であって保護者の労働又は疾病その他内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者ということで、保育短時間が8時間で、保育標準時間が11時間を指しております。3号認定の子供ですが、満3歳未満の小学校就学前の子供であります。これにつきましても保育短時間が8時間と保育標準時間が11時間でございます。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、いわゆる幼稚園だった部分が入り込んでいる分というのはこの1号認定という理解でよろしいわけですね。保育を必要とする子供という理解でいいですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

おっしゃるとおりで1号認定につきましては幼稚園と認定こども園ですね。2号、3号認定につきましては、保育所・認定こども園が含まれております。

○委員（宮内 博君）

その1号、2号、3号の子供たちが同じ保育所の中で生活をすることになりますよね。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

そのようなことになります。

○委員（宮内 博君）

そうすると、その1号認定の子供は、例えばその施設に100人いたとして、1号認定の子供が30人いたとすれば、幼稚園ですから、これまで夏休み・冬休みの休みの期間があったら、そういう園の中で一日中いる子供と休みのときにはもういない子供が混在をするということになるのですけれども、それはそういう時期に保育士の対応はどういうふうになるのですか。当然担当する子供の年齢や保育士一人当たり子供の数が幾らという配置基準というのがあるわけですが、長期休養中にこの第1号認定の子供たちが休みになった場合に保育士はどういうような扱いになるのですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

委員おっしゃるとおり保育時間・教育時間の違いであるとか、夏休みとか冬休みで来る子・来ない子というのが出てくる場合が出てきます。実際今の認定こども園ではどういう状況になっているのかというのはほとんどの所が一時預かりみたいな形の保育的な部分を独自でやっている所もありまして、子供によって、家の事情によって、そこに居る時間というのは違うようでございます。それで、夏休みに関しても一時預かり的なもので引き受けているという場合もありますので、その年その年のクラスの構成の仕方、それから教育の部分というのは3、4、5歳の年代ですので、その部分をどういったふうに組み合わせたり、集団をつくっていくかというのが、逆に言えばその園の工夫というようなことになってくると思いますので、その辺の保育士の配置等も子供の状況によって一番多い所でおそらく対応できているので、それを調整するような機能を持ちながらしているようですので、その辺は園ごとによって、この前も園長さんたちの会議等の中でもいろんな工夫を、それぞれ「あし

たほうがいい」とか「こうしたほうがいい」と言う工夫はなされているようでございますので、そういった今実際やられている所のことが、また新しく始められる所にもまた、そういう会で意見のやり取りをされていますので、いい意味で引き継いでいかれたり、特色のある保育・教育がなされていくのではないかと考えています。保育士の配置につきましては年齢ごとによって、保育の部分につきましては今までの保育の基準のとおりに人数と年齢の関係はそのままです。それから教育という部分でクラス的な部分がありますので、集団を何人にするかというのは園によっての考え方にもよりますけれども、特に基準が新しくなる部分は施設型についてはないです。今まで通りの配置・基準です。ただ、新しくなる部分は地域型の保育に関しては何人に対して何人ですよという新たな決まりが生まれてきたということでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほどあったように1号、2号、3号の条件の違う子供たちが一つの施設で保育をされるということになるわけですね。実際幼稚園型の保育を受ける子供もいれば、保育所的な保育を受ける子供たちもいると。そして長期休暇中には幼稚園型の子供たちはその施設には通わないということになると。いわゆる一体型の集団保育という点での不安というのはないものなのですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

その辺の現場でどういった工夫をされているのか、どういった課題があるのかということまで立ち入ってお聴きする機会はなかなかないのですけれども、実際現在行われている所、それから今の保育所・幼稚園別々にやっているけれど、環境的に一体的にされている所もございますので、その辺の方法というか、子供との関わりというのは園ごとに、幼稚園・保育所なりにそういった部分は研究をされてきていることだと思いますので、行政に伝わってくるほどの不安というのはいないところだと思います。

○委員（植山利博君）

総括の質疑みたいになってしまうのですがすけれども、議案第51号、52号、53号が成立して動き出すことによって、これまで霧島市は待機児童という言葉の捉え方を自分が希望する保育所に行けないので待機という考え方はされていないと思うのですがすけれども、今後は希望する保育所に、やはり入りやすくなる、もしくは例えば兄弟がいて、同じ所に出したいのだけれども、なかなかそのようにできない現実がある。そういうものが解消されていくというような方向にあると理解してよろしいでしょうか

○児童福祉課長（田上哲夫君）

今、子ども・子育ての支援事業の計画を作っておりますが、それは住んでいる中学校ぐらいのくくり、国分・隼人に関しては今までその地域で交流して、その中で保育とかをされている経緯もございましたので、計画の中ではその地域の中のニーズを最大限目標値を作ったところで、それをその地域で見れるような環境をつくるというのが目標でございますので、それを叶えるための計画づくりを正にしているということでございます。

○委員（中村満雄君）

議案37ページ、第29条の2項ですが、非常に厳しい指摘がされていて、紹介とかそういうのをしたときに代償として金品その他の財産上の利益を収受してはならないと。ということは、現実にこういったことがあるから規定されているのですよね。わざわざ国がこのようなことを考えているとしたら国もこのような行為が行われているということを想定してのことでしょうか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

この直接契約の場合に起こり得る危惧というふうに国は考えている部分でありまして、つまり直接契約だから、国はその部分が非常に心配と感じていて、このような表記を入れているのだと考えられます。市のほうが今までの保育所みたいに、こちらで調整して入れていくやり方と直接契約とでは見えない部分がありますので、そこで行われることがちゃんと正当なことでなければ成り立たないと思いますので、当然そういう部分を入れ込んだと思っております。

○委員（宮内 博君）

今の部分は最初のところで申し上げたように児童福祉法第24条の1項に規定をする保育を受ける義務を明記している部分であればそういったような不安というのは当然ないわけですよ。直接契約というのが成り立つ事項が入っていることで、今、条例上明記しなければいけないような問題が発生するのではないかということの危惧が一つはこういう条文上として表れていると言わざるを得ないというふうに思うのですけれども、直接契約をした場合にその自治体はこれに直接関与できるのですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

幼稚園を希望する場合に利用者は直接幼稚園に申し込みをします。その次に幼稚園から内定を受けます。それから幼稚園を通じて利用のための認定申請を市にしてもらいます。それで、市においては幼稚園を通じて市町村から認定書が交付されるということで、幼稚園とその後直接契約をするという流れになっております。それからほかの部分につきましては今までと変わっていない市に直接申し込みしていただいて市が認定をするという流れになっております。

○委員（宮内 博君）

だから事業者と保護者が直接契約をした部分で自治体がどれほど関与できるのかということ、例えば事例によってはそれは適当でないということで自治体が判断をすればその契約は解除されるのですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

利用するに当たっての手続きの中で、1号、2号、3号と、子供についても保育の必要性に関することであるとか教育に関して、こちらが内容を確認した上で、その方に「1号ですよ」「2号ですよ」「3号ですよ」というふうに市がそちらのほうにお知らせすると。それをもって1号だから入れる施設、2号だから入れる施設というのを言っていただきますので、その手続きの中では必ず必要性と関係してきますので、その部分で入れなかった場合なぜなのかというのはそこは当然こちらで把握ができることだと考えております。

○委員長（時任英寛君）

宮内委員がおっしゃったのは不当な契約があった場合、市が中に入って解除ができるかということでしたよね。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時 5分」

「再 開 午後 2時 7分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回のこの提案させていただいている条例のみではなくて、ほかのこういった類の市が許認可するような条例についてはやはり条例に決められていることはルールとして決めてあることなので、それを違反した場合にその人の利益というのを保護する必要があるのかというのはまずないのではないかと思います。なので、条例はあくまでも基本的なルールであって、このルールは最低限守っていただかないといけないルールですので、それに違反行為があったら契約に至るようなことはないのではないかと考えます。ただ、罰則規定はなかなか市町村で設定するのは難しいですので、あとは条例違反という社会的な責任というものもあると思います。

○委員（宮内 博君）

だから条例違反ということになればその第29条に規定してあるようなことがあれば解除できるというふうに思うのですが、それ以外のことがあった場合に、どの程度関与できるのかということが極めて漠然としている感じがするんですよね。わざわざこういう規定を設けなければいけない危惧というのをつくった側もこの条例の危うさというのを持っているわけですよね、私はそう思うわけですがけれども。やはり自治体が子供たちの保育については最初から関わりを持って、決定権を持つような形というのは担保されないところに大きな問題があるのではないかなと私は思うのですけれども、その点についてはどうですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

このような文言が入ってくる背景には、地域型保育給付の部分のほうが大きいと思っています。都市部においては施設型に株式会社であるとかいろんな所が参入していますので、そこら辺もあるかもしれないけれども、本市におきましては施設型に関しては社会福祉法人、今までずっとされてきている学校法人を持っている所が中心になっておりますので、その辺の信頼というのは今までと変わらないやり方をしてくださると思っています。地域型に関してはいろんな事業者が参入できる余地をつくりましたので、今回この法律の中で、その部分でやはりこういったことをうたっておかなければいけなくなったのかなと考えております。ただ、霧島市におきましても地域型の保育給付に参入してもらう所については基本を現在保育所・認定こども園・幼稚園をやっている所、主に保育所をお願い

したいと考えておりますし、今回行った意向調査の中で分園を持っている園が、この小規模保育事業にこの分園を変えていこうというような動きもありますので、実際やられている環境の所で信頼を置ける所を中心に展開していければ、いろいろな心配・不安というのは押さえられるのかなというふう
に考えています。

○委員（宮内 博君）

あと保育料の関係ですけれども、幼稚園と保育所が合体をして、認定こども園ということになってくるのだけれども、幼稚園は所得階層区分ではありませんよね、保育所はそうだけれども。その関係はどういうふうになりますか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

この制度の中の保育所・幼稚園・認定こども園というのは幼稚園も含めて所得に応じた保育料・利用料になってきます。今までは幼稚園というのは一つの利用料でしたけれども、この制度のもとで運営される幼稚園というのは保育所と同じような形で所得で分かれて設定されるということになります。

○委員長（時任英寛君）

確認いたします。今おっしゃった幼稚園というのは特定教育施設になるのですよね。特定が付いたのは今宮内委員から質疑がありましたように、幼稚園でも特定が付いた幼稚園については所得に応じた保育料になっていくと。

○委員（植山利博君）

この子ども・子育ての条例が制定されていく中で、やはり事業者の裁量権が増えますと。直接市も認定をする措置ということですから、認定をするわけですけれども、例えば一定の定数があつて、定数を一時期越える状況が裁量の中で含まれる可能性が出てきますか。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時20分」

「再 開 午後 2時35分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。

○子ども・子育てG主事（下楠蘭拓也君）

今の質疑に対してなのですが、今現在の保育所におきましても弾力運用というのが認められていて、定員の120%というのが認められております。ただし、これが恒常的に3年、4年、5年となっていくと定員の適正化を図る必要があるということですから、新制度においてもこれは同じく変わらないです。

○委員（宮本明彦君）

議案第51号、52号に関するところですが、主体は特定教育・保育施設とか施設に関する主語

が多い中で市とか市長はというのが二つ出てくるのですよね。勧告することができる、させるように努力させなければならないというような表現ですよね。もうちょっと突っ込んで市はこうしなければならない、向上させなければならないという表現にはならなかったものなのか。もっと市が主体性を持って上げていこうという形の文言は入れられなかったのか、これは国のほうから出てきたものだから入れられなかったのかもしれないけれども、もっと主体的な部分があってもいいのではないかなと思ったのですが、この辺いかがお考えでしょうか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

そもそも法律で実現しようとしている社会というのは地域の社会においても全ての子供を受け入れるような、子供の子育てを支援できるような環境をつくりましょうという目標があって、そこへ向かっての計画をつくっているところです。ですからそれはある上で、その中で転換される重要な施設はこうあるべきなんですよという決まり方なので、ここにそういうところが書き込まれていないのはそういうことなのかなというふうに思っております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほど中村委員のほうから御指摘がありました議案第53号の31ページの第5条、第2項につきましては中村議員の御指摘が全国的な影響を起す可能性が非常に重要な問題ですので、この委員会終了後、私よりもずっと詳しい担当が伺いまして、確認をさせて頂きたいということによろしいでしょうか。

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時15分」

「再 開 午後 3時22分」

○委員長（時任英寛君）

再開いたします。以上で議案第53号についての質疑を終わります。次に陳情第7号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書を議題といたします。執行部に来ていただいております。執行部からの参考意見としてお聴きをいたしたいと思っております。説明を頂きたいと思っております。

○健康増進課長（隈元 悟君）

陳情第7号について、肝炎の症状、感染経路及び霧島市の肝炎ウイルス検査実績等につきまして、御説明を申し上げます。肝炎とは肝臓の細胞に炎症が起こり、肝細胞が壊される病気で、その原因にウイルス、アルコール等がございます。日本におきましては、B型肝炎ウイルスあるいはC型肝炎ウイルス感染による肝炎がその多くを占めており、B型、C型肝炎感染患者が300万人から370万人いると推定されております。そのような中霧島市議会にウイルス性肝炎患者に対する医療費助成について、衆参両議院並びに政府・内閣総理大臣・厚生労働大臣に対し、意見書の提出を求める陳情書が提出されておりますので健康増進課のほうから肝炎ウイルス等につきまして、お手元の資料に基づき説明をさせていただきます。まず資料1でございますけれども、ウイルス感染による感染した状態を放置し

ますと、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進行することもありますので、早期発見・早期治療が求められます。そのためにもまずは肝炎ウイルス検査をすることが重要です。では1番目、どこで肝炎ウイルス検査はできるかということですが、霧島市では肝炎ウイルス健診、県保健所、県が指定する医療機関で受診できます。2番目の検査料ですが、40歳からの節目の方は無料ですが、40歳以上の方で、その他の年齢の方はB型肝炎ウイルス健診が100円、C型肝炎ウイルス健診が500円です。また、始良保健所や県が指定する医療機関でウイルス感染を疑って検査をするときの検査料は無料になります。3番目に感染経路ですが、母子感染と集団予防接種時の注射器の連続使用によるものがあります。この注射器の連続使用でB型肝炎ウイルスに感染したということを平成23年6月28日に国の正式な謝罪を受けて基本合意が成立したことで、提訴して和解すれば給付金が支給されることになりました。4番目にB型肝炎の症状としまして、B型肝炎ウイルスに感染した場合無症状で経過しますが、20から30%が急性肝炎を発症に横だん、発熱、倦怠感が見られ、約2%の人に肝炎が急速に進行し、肝臓が数日で機能しなくなる劇症肝炎があります。5番目に治療方法としまして核酸アナログ製剤やインターフェロンがあります。治療効果は70%以上ということです。6番目は治療費ですが、核酸アナログ製剤、3か月の薬剤費は約8万7,000円、保険適用3割負担で約2万6,000円となります。7番目に医療費助成ですが、県では肝炎治療に対する医療費の一部助成を行っております。自己負担額が1万円または2万円までに軽減されます。8番目からのC型肝炎についての説明は省略させていただきます。

○健康増進課長補佐（島木真利子君）

資料2を御覧ください。始良保健所実績のところを御覧ください。鹿児島県のほうでは肝炎に対する有力な治療法であるインターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療に関わる医療費について患者様の医療費の負担額を軽減する助成を行っております。平成25年度、霧島市の方でC型肝炎の治療の助成を受けている人は42件で、B型肝炎の治療の助成を受けている人は109件です。また始良保健所ではB型肝炎、C型肝炎ウイルスの感染を疑って検査をするときは無料で検査ができます。平成25年度C型肝炎検査を匿名で受診された人は14件、B型肝炎検査を匿名で受診された人は14件です。次は霧島市の実績のところを御覧ください。霧島市の肝炎ウイルス健診の結果について御説明いたします。平成23年度につきましては、C型肝炎ウイルス健診は1,758件受診されて、要精密者7件で、そのうち受診につながったのが3件です。B型肝炎ウイルス健診は1,758件受診されて要精密者15件で、そのうち受診につながったのが5件です。平成24年度につきましてはC型肝炎ウイルス健診は1,637件受診されて要精密者5件で、そのうち受診につながったのが3件です。B型肝炎ウイルス健診は1,623件受診されて要精密者が6件で、そのうち受診につながったのが5件です。平成25年度につきましてはC型肝炎ウイルス健診は1,881件受診されて、要精密者6件でそのうち受診につながったのが5件です。B型肝炎ウイルス健診は1,874件受診されて要精密者が15件で、そのうち受診につながったのが9件であります。また、国保対象者だけの情報でございますが、平成25年度にC型肝炎を主疾患で治療している件数は月平均で103件でございました。

○健康増進課長（隈元 悟君）

続きまして資料3をお開きいただきたいと思います。ウイルス性肝炎の治療に関するお知らせについてという内容がここに記載されております。資料4は過去の集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染された方が訴訟をされ、和解が成立すると給付金が支給されますという内容です。資料5はその訴訟の手続き関係につきまして、B型肝炎訴訟の手引き、これに記載してあるとおりでございます。資料6は肝炎ウイルス感染者の精密検査助成事業の予算化につきまして平成26年3月31日付けの厚生労働省からの通知で陽性者の検査費用の助成をして精密検査の受診を促進する事業、すなわちフォローアップ事業の実施について依頼がきており、実施にあたっては国と県が精密検査費用等を同額ずつ助成するという内容ですが、現在のところ県は検討中とのことでございます。資料7の6ページですが、この中に鹿児島県議会が平成25年12月18日に政府等にウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書を提出されております。市としては過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない方に対して検査をできるだけ早く受けて感染を知り、医療機関で適切な治療を受けていただくよう肝炎に関する正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査の重要性につきまして、保健師等による健康教育及び保健指導を行ってまいります。また、専門医を講師とした市民健康講話等を開催し、市民への普及啓発を図ってまいります。

○委員長（時任英寛君）

執行部の説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

この前、議員と語ろかいで、原告団の方々と意見交換をさせていただいたんですが、そのときに私が感じたのが、以前執行部から説明を受けて勉強をしたのと違うなと違和感を持って感じたことは2点ありまして、その1点はいわゆるウイルス性の肝炎のルートを特定する、立証するといいますが、認定することが非常に難しいんだという執行部からの説明だったわけですが、その後の意見交換会、語ろかいの中では自分の両親、母親それから目上の方の感染が認められなければ、あとは注射器等の使い回しによる6歳までの予防接種等による感染だと推定するという方法で認定をされているんだという点と、感染を受けて6歳まで、歯ブラシの使い回し等々で感染をし、ウイルス性の肝炎に至るんだという説明を受けたと思うんですが、その辺が大きく違うのではないかという印象を受けました。もちろん、最近の外国から入ってきた肝炎についてはその限りではないということでありましたけれども、大体元々国内に存在するウイルス性の肝炎についてはそういう状況だという認識をしたところなんです。今、説明の中でもウイルス性の肝炎をB型にし、C型にし、正しく理解をいただくための取組も進めているということでもありますので、その辺のところはどうも違和感を覚えましたので、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○健康増進課長（隈元 悟君）

2点ほど相違点があるという御指摘でしたが、1番目のウイルス感染、これで訴訟を起こされたときに、裁判の中でルートを立証することが非常に難しいということで、私どももこの手引の中で見た

限りで御説明したつもりでおります。確かにそのときの母子手帳なり、カルテ、そういうのが存在しないだろうというようなことで、私どもも難しいのではないのかなというお答えをしたつもりですが、今、御指摘のとおり、いろいろ消去法というんですか、母親が感染していなければ御本人はどちらかという、そういう集団接種の可能性が大きいというようなことで、もう裁判の中ではそんなにそこは取り上げられないようなお話だということも、ちょっとお聴きしたところでした。私どもも再認識いたしました。それともう一点の6歳までにとにかく歯ブラシ、カミソリ等を共用されれば可能性として感染するおそれがありますというお話をしたつもりです。ただ、これは6歳までに感染しないで6歳を超えて大人になって感染するということであれば、一過性だというようなお話もちょっと伺ったところですが、それはそれとして、確かに全くこれがゼロではありませんので、統計でいくと2%ぐらいはそういうふう感染するということもあり得ますので、やはり予防といたしましては、そういう共用で使われないということがやはり、一応予防策として、そういうことをお話したところで、こちらのほうで偏見を持ったように取られてしまったら申し訳ないんですけども、私どもはそういうことで、確率として少ないんでしょうけれども、防げることは防いだほうがいいですよということで、ここにパンフレットがあるとおり、感染拡大の予防のためということで、お読みしただけのことですから、この2点はちょっと勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

○委員（植山利博君）

なぜ、そのところを言及するかというと、やはりいわれのない偏見、社会生活を送る上において、そういう患者の方に対する誤った知識による偏見等があってはならないことであって、そういうような科学的なきちとした理解を求めることも重要なことなのかなと、過剰な恐れとか、そういうものは慎まなければならないし、正しく認識をすることが必要だなという思いを強くしたものですから、今後、啓発活動、様々な事業展開をされるに当たっては、事実に基づく十分な配慮が必要ではないかなという思いがありましたので、確認をさせていただいたところであります。

○委員（蔵原 勇君）

1点だけお尋ねをいたしますが、先ほど健康増進課長のほうからいろいろ説明があったわけですが、過去に肝炎ウイルスの検査を受けたことのない方に対して、できるだけ早くということもありましたが、本市としては専門医を講師として、どういうときを捉えて、健康講座といいましょうか、市民健康講座を開催されようと思っていらっしゃいますか。

○健康増進課長（隈元 悟君）

専門医を講師として市民健康講話等を開催するというので、来年の1月の末なんですけど、1月24日という日にちも決まっております。医師会医療センターの藤崎先生と長谷川先生、お二方に肝炎と肝がんについてということをお話をお聴きしたいということで、お話をさせていただきますのでその予定でございます。

○委員（蔵原 勇君）

ありがたいことで、早期のそういう受けていない方・受けた方、過去の実績を見てもさほど多くな

いのかなと思うわけですが、医療センターで多くの参加者といいたいでしょうか、それを募るような啓発、なるべく皆さん早く自覚されて、受けられたほうがいいのかなという感じがするわけですが、企画的には時間とか日曜とか土曜とかあるんですが、一番多くみんなが講話を聞けるような時間帯というのは、どういう時間帯を考えていらっしゃいますか。

○健康増進課長補佐（島木真利子君）

1月24日の土曜日なんですが、お昼の2時ぐらいから考えております。

○委員（蔵原 勇君）

おおむねどの程度の、数百人なのか数千人なのかとか、何十人なのかとか、おおよその見込みもあるでしょうけれども、200人前後とか人数の数字は考えていらっしゃいませんか。

○健康増進課長補佐（島木真利子君）

会場を多目的ホールを考えておりますので、あそこに入りますのが400人弱ですので、できるだけそれに近づけるように努力はしたいと思います。

○委員（宮内 博君）

この前、語ろかいで原告団の方たちとお話をして、私も認識を新たにしました。それで、おっしゃったのが、実際に患者は100万人から140万人と言われてるけれども、原告団として制度そのものが不足しているだけけれども、自分が注射器等の使い回しによる感染ではないかということで、この原告団に加わるとか、あるいは裁判を起こすとかというようなことまで踏み切る方が非常に少ないと、それが鹿児島県内でも救済を受けられる患者が約90人に留まっているという大きな原因だということでありました。それで今、1月24日に勉強会を開くということでもありますけれども、もう少しいっしょに知らせる機会というか、そういう機会を本当に設けていくことが必要じゃないのかなと思うんですよ。先日この語ろかいを受けて、私が身近な友人にそのことを話をしたんですね。その方はB型肝炎の患者なんですけれど、医者から母子感染だと言われているということでした。それでお母さんはまだ生存をしていらっしゃるんで、お母さんはウイルスに感染しているということを確認したのかと言ったら、してないと言うわけですね。それではさっそく検査を受けてみたらどうだということで、すぐ受けたようです。それで感染してなかったというのが分かったということで、提訴に踏み切りと決断をした人が、すぐ身近なところにいらっしゃったんですね。それで、実際にそういう方が埋もれているんじゃないのかなと思いますので、もう少し機会を捉えてやっていただくということが必要じゃないのかなと思うんですけれども、来年を待つまでもなく、年内に何らかの対応というのにも必要じゃないのかなと思いますがその辺はどうでしょうか。

○健康増進課長（隈元 悟君）

その周知なんですけれども、やはり今現在、各地区自治公民館でも健康生きがづくり事業で、公民館でいろんな健康講座もされております。またそこにも保健師が担当で行っておりますので、これらの地域でそういうお話をする機会をいろいろ見つけて、こういうお話をしていくように協議しておりますので、それはそういうことで、肝炎の正しい知識というのももちろん周知する必要もあるし、

そして肝炎ウイルスの検査を受けてくださいということ、それと情報提供というか、肝炎ウイルス検査をもし受けられて、陽性という判定を受けられて、治療されるときにこういう制度もあるというようなことも、そういうチラシ等も県の保健所でもいただけますので、そういう配布というような、お配りできるそういうものはお配りできますし周知もできますので、今後、非常に悩んでいらっしゃる方が増えてくるというようなことも聞いておりますので、こちらのほうとしても、そういう周知・啓発はいろんな機会を見つけてやっていきます。

○委員（宮内 博君）

例えば広報誌であるとか、お知らせ版であるとか、そういうのにも繰り返し掲載をするなど、もう少し工夫が必要じゃないのかなと思うんですね。この前弁護士の方ともお話をしたんですけれど、この特例措置法の中には請求期限というのが設けられているんですよね。それで、この施行から5年を経過する日までがこの請求期限だということになっておりますから、そんなに時間があるということでもないということなんですけれど、そういった関係があるからその期間にやっぱり、そういう周知を図る必要があるのではないのかなと思うんですけれども、弁護士のほうは余りこのところをこだわっているというようなことではない印象を受けたんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。5年という期間が設定されていることの意味合いというのか、その辺はどんなふうに受け止めていらっしゃるんでしょうか。

○健康増進課長（隈元 悟君）

その5年の期限という、ここはそういうふうにお聞きしているところですが、そこにつきましては断言できないところですが、確かに5年ということであれば、行政といたしましても、県の保健所とタイアップしていかないと、県の保健所のほうが窓口になっておりますので、いろいろそういう治療の請求なり、訴訟の手引きにつきましては県のほうが窓口でやっているようですので、霧島市としてもいろいろそういう情報は早く取り入れて、タイアップしてできる場所は霧島市の行政としてやれるところはやっていきたいと、そういうふうに思っております。ただ県のほうにお話をお聞きしますと、そういう訴訟のことになりまして、お話をお聞きになるときには弁護士の紹介もされているようです。そういうことで窓口は県ではありますけれど、そういうふうにもいろいろ、御相談にも応じられるという体制があるようですので、そういうのも紹介をどんどんしていきたいと思っております。

○すこやか保健センター所長（安田ゆう子君）

今の5年の期間というところですが、以前保健所のほうに確認しましたときに県の広報のほうで各医療機関のほうにも流しているということで確認してございますので、全ての医療機関かどうかというところについては、その時点では全部は把握しておりませんが、県のほうから広報が流れております。

○委員（宮内 博君）

確か、平成23年が法施行だったと思うんですけれど、5年ということは28年、あと2年ということ

ですよね。だから、そこのところをもう少しきちんと捉えてその期間に大いに啓発もして、可能な限り救済をするという取組をぜひともお願いしたいと思っておりますけれども、どうですか。

○すこやか保健センター所長(安田ゆう子君)

23年に特別措置法が出ましたときに、この霧島市の肝炎検査をどのようにするかということで、補正でお願いしたところだったんですけれども、以前その基本健診の中でも40歳以上の希望される方というのは健診を受けていただいております。それで、平成20年にいわゆるメタボ健診といわれる形になりまして、強制的なものがなくなったということで、約5年間の間を埋めるために、霧島市の肝炎ウイルス検診のほうを75歳までという形で、5年を実施して年齢の幅を大きく広げてしていなかった間を埋めるということで、75歳まで広げながら啓発に努めておりますので、今後についても検診の啓発に努めてまいりたいと思います。

○委員(宮内 博君)

今おっしゃったのは、いわゆる特定健診とかそういう中にもこのウイルス検査というのは含まれているんじゃないかな。それとはまた別立てじゃないかなと思うんですけれど。

○すこやか保健センター所長(安田ゆう子君)

説明が悪くて申しわけございません。肝炎ウイルス健診ということで、特定健診とは別に御案内をしているところでございます。

○委員(蔵原 勇君)

少し申し遅れましたが、先ほど島木課長補佐のほうで、来年1月24日の午後2時ということですが、この講座を例えば医療センターの藤崎先生も結構ですけれども、もうちょっと人気のある全国で、いわば全国でも有名なタレントでも、以前、四、五年前にタレントのすごく人気のある方がお見えになって、多目的ホールには入りきれなかったと言う人がいらっしやっただけだから、それを私は言ったんですよ。予算措置は何にもつかないですから、課長一つ検討していただいて、あそこが満杯になるような状態でしてもらえばありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康増進課長(隈元 悟君)

私がお聞きしているところでは、藤崎先生はすごい肝臓の名医というお話はずっと前からお聞きしております。それで、藤崎先生と長谷川先生にお願いしたところなんです。それで、来年の1月そういうこととお話を決めてお願いしております。また、その人数が危惧されるということですけど、私たちがたくさん人数を集めて、今、議会でこういう話もされておりますので、たくさんの方を集めるように努力しますのでお願いいたします。

○委員(中村満雄君)

確認ですけれど、先ほどのB型肝炎訴訟は5年ということで、現実には訴訟の期限が平成29年1月だと思いますが、確認できますか。

○すこやか保健センター所長(安田ゆう子君)

そのとおりです。平成24年1月13日から平成29年1月12日の5年間となっております。

○委員長（時任英寛君）

先ほどからこの訴訟の議論になっておりますけれども、また市のほうでも確認いただきたいと思えます。先だって語ろかいにお見えになられました弁護士の先生方のお話でありましたら、5年という時限立法でありますけれども、国との合意というのは整っていると、したがって、この期限が過ぎても訴訟については何ら支障はないとこのように認識しているということがございました。ただ先ほどから宮内委員のほうからありますように、期限は期限としてあるわけですので、やはりできるだけ期限内に全ての方が受診できるような体制はとっていくべきだと思いますけれども、市のほうとしても当然窓口相談に来られる方がいらっしゃいますので、そのときのために5年の期限についての考え方を詳しく知っておいたほうがいいと思いますので、その件については、またそちらのほうでも県とも様々なやり取りをお願いしたいと思えます。県に行ったらこうだった、市の窓口だったらこうだったということではなくて、統一見解で望んでいただくような形をお願いしておきたいと思えます。それと、先ほど資料のほうで御説明いただきました市の実績、保健所の実績ですね、このB型肝炎の方々につきましては、年齢的な制限が掛けてありますよね。対象の昭和17年生まれでしたか、17年から何年までというのがございますよね。その生まれの方が対象ということになっております。だからそこを考えれば、今の受診者のパーセンテージというのが分かってきますよね。対象年齢それ以外の方は、原則、対象外ということでございますので、C型は別にしましてB型につきましては対象外になっておりますので、結局、分母がいくらなのかというのは、これは市のほうでは把握はできると認識をしますがいかがですか。

○健康増進課長補佐（島木真利子君）

できると思えます。

○委員長（時任英寛君）

確認だけさせていただきます。これは年齢は何歳から何歳までですか、生まれは昭和16年7月2日から昭和63年1月27日まで、この間で生まれた方が対象ということになりますよね。法律ができたのが平成23年ですから、それからこの肝炎検診を行っているわけですね。それで先ほどその実績が出たわけですので、23年、24年、25年ときて、また26年もあるわけですねけれども、この対象の人数が出れば何%の受診率というのは出てまいりますから、市ではやはりその辺りをどのくらい進捗があるのかとこのを見るのは、やはり分母を明確にしておく必要があると思えます。その間にお亡くなりになったり転入転出が出てくるわけですねけれども、そこは台帳でしっかりと精査はできると思えますので、そこがないと、しゃにむに受けてくださいではなくて、しっかりと数字の根拠を持ってされたほうがいいと思えますので、これは御提案しておきたいと思えます。

○委員（徳田修和君）

私も御提案というような形なんですけれども、今、肝炎ウイルス検診の検査料は40歳から5歳おきに無料に、それでその間がB型ウイルス健診100円、C型が500円ということなんですけれども、この前少し勉強させていただいた中では、やはり年齢的なところにキャリアの方々が多く分布されている

ということで、言ってしまうと平成生まれになるとほとんどいないというお話だったんですけども、例えば早期発見・早期治療が何よりも大切なことですので、今の段階で40歳から50歳まで、この10年間の検査を無料にするとか、そのようなお考えは持てないでしょうか。

○委員長（時任英寛君）

休憩します。

「休憩 午後 3時20分」

「再開 午後 3時22分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。

○健康増進課長（隈元 悟君）

節目検診を霧島市ではやっているわけですがけれども、それ以外に40歳から10年くらいの方に全ての方を対象に無料にというお話なんですけれども、これは今現在、霧島市では検診は40歳から5歳きざみで無料でやっておりますけれども、それ以外の40歳以上の方は料金が必要なんですけれども、B型肝炎ウイルス健診が100円で、C型肝炎ウイルス検診は500円でございます。ただ、B型、C型のウイルス感染を疑って検査をするときには、県の保健所、若しくは県が指定する医療機関が霧島市にも二十幾つあります。そういう疑いがあるということであれば、そこで無料になりますので、ぜひそちらのほうの御利用もお願いします。

○委員長（時任英寛君）

休憩します。

「休憩 午後 3時23分」

「再開 午後 3時24分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。

○健康増進課長（隈元 悟君）

先ほど各医療機関でも検査ができると申し上げました。例えば霧島杉安病院とかこういうところを入れて20医療機関があるようです。ここでは、先ほど無料と言いましたけれども、有料になっているようです。

○委員長（時任英寛君）

休憩します。

「休憩 午後 3時30分」

「再開 午後 3時35分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。

○健康増進課長（隈元 悟君）

訂正をお願いいたします。各医療機関で感染を疑って検査をする場合には無料ということになっております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

始良保健所や県が指定する医療機関でB型、C型肝炎ウイルスの感染を疑って検査をするときには、検査料は免除されますということです。原則は有料なので免除ということで御理解いただきたいと思っております。

○委員長（時任英寛君）

確認をさせてください。先ほどの指定医療機関というのは県始良保健所の指定医療機関でいいのか、冠はつかないですか、例えば県指定の健診医療機関とか、そんなのはつかないんですか。ただ、県の指定というだけでよろしいですか。保健所指定の医療機関というそういう表現でよろしいですか。

○健康増進課長（隈元 悟君）

私のほうで認識しておりますのは、鹿児島県と契約している肝炎ウイルス検査無料実施医療機関ということで認識しております。鹿児島県と契約している肝炎ウイルス検査無料実施医療機関が20ということで認識しております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。ほかにないようなので質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時38分」

「再開 午後 4時 2分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。陳情第7号の自由討議に入ります。自由討議はございませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

今回の陳情書は、前回、議員と語ろかいで議論をした原告団の方たち、その代表者から提出をされたのであります。前回の語ろかいの中で、私もいろんな認識を新しくしたところでありまして、特に6歳までに感染した場合にウイルスが定着してB型肝炎の場合はキャリアになるという部分についての再認識でありました。同時に140万人もの感染者が国内にいるとされている中で、鹿児島県内でもまだ実際に救済をされている方は非常に少ないという現状があるということも再認識をしたところ。注射器等の使い回しによってウイルスに感染をするという、政策的な大きな問題が原因となって、長年、肝炎によって苦しめられる方を生み出しているという、国の大きな社会的な問題が、ここで浮かび上がってきているところだと思います。本陳情はそうした方たちの1日も早い救済を行うための取組を前進させるものだと思いますし、陳情書採択をして、そして意見書も出すというような形で、取組を進めるべきだと思っております。そのようなことで、この陳情書を諮っていたらと思います。

○委員（中村満雄君）

今回の陳情書は肝炎ということで、B型もC型も含んでおりますということで、C型の場合も国策

の間違いといえますか、非加熱製剤による感染であったわけです。そこも含めての救済をお願いしたいという陳情ですので、まともな陳情であると思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。ほかに自由討議はないようでございますので討論に入ります。

○委員（宮内 博君）

私は陳情第7号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について、賛成の立場から討論に参加をしたいと思っております。先ほど自由討議の中でも申し上げましたけれども、国内に140万人とも言われるB型の肝炎患者の方がいらっしゃるということでもあります。私自身、身近にいるB型肝炎の治療を長年受けている男性の方が、医者からは母子感染だと言われて、治療をずっと受けてきたということでありましたが、議員と語り合いの中で得ました情報を基にその方の母親のウイルス検査を勧めたところでありました。検査の結果、ウイルスがないということが確認をされて、本人もこの原告団に加わる準備を進めている状況にあります。原告団の弁護士の方たちがおっしゃっていたように、法律は成立をしたんだけど、これを知っている方が非常に少ないと、そして救済をされる方が少ないのが現状だというふうに報告をされておりましたが、議員と語り合いの中でも、正に私が体験を致しましたようなやりとりがあります。こういうふうに言っております。「B型肝炎が分かっても、病院で母子感染を疑われて検査をせずに母子感染であると思込んでいる方がいる」とこういうふうに弁護士の方が述べているんですね。私が体験したのは正にこの方だったわけです。ですから本当に救済される方が制度そのものを知られなくて、救済をされない可能性があるということでもあります。今回の陳情を機会にして、一層の啓発を図ること、執行部についても大いにこれを市民の皆さんにお知らせをするなどの取組の機会になればというふうに思いまして、本陳情に賛成をするものです。

○委員（中村満雄君）

私はこの陳情書を採択することに賛成の立場で討論に参加いたします。陳情者の陳情内容はウイルス性の肝炎に関する助成の陳情書でありまして、ウイルス性のC型肝炎を含めると350万人に上ります。そのような観点から、この陳情書は採択すべきものと申します。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありません。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。お諮りいたします。陳情第7号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について、原案のとおり採択することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、陳情第7号については全会一致で採択すべきものに決しました。続きまして、議案第51号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の制定についての自由討議に入ります。自由討議はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（宮内 博君）委員

議案第51号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、私は賛成の立場で討論に参加をしたいと思っております。これまで本市の学童保育については、一定の市独自の基準が定められているところではありますけれども、今回、条例の制定によって学童保育が市町村の行う事業として位置付けられたことは、大きな前進であります。指導員の処遇の改善でありますとか、施設整備など改善のための対策や財政的な支援など、放課後の子供たちが安心安全に生活できる児童クラブとして運営できるように、この条例を一つの大きなきっかけとして対応を求めていきたいと思っております。特に財政的支援については、国が来年10月からの消費税率10%への引上げを前提としていることに対しては、大きな問題だと指摘をしておきたいと思っております。消費税率引上げがなくとも、施設整備や指導員の処遇改善など、市独自の対策を強化すること強く求めて、本案に賛成をしたいと思っております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。お諮りいたします。議案第51号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決すべきことに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は全会一致で可決すべきものと決しました。次に議案第52号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての自由討議を行います。自由討議はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第52号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、私は反対の立場で討論に参加をしたいと思っております。本条例の最も大きな問題は、保育者の配置数と保育士等との資格がある家庭的保育事業では、国家資格を持つ保育士ではなく、市が行う研修を終了し市長が認めた人を家庭的保育士として配置を認めていることにあります。この中で小規模保育事業A型については、全員保育士の資格を有する方が携わることが求められておりますけれども、小規模保育事業B型では保育士の割合は2分の1以上に定められています。またC型事業においては、保育士の資格はなくとも、研修を終了した方が保育者として携わることができることになっております。国

家資格取得者とは格段の違いがあることを指摘しなければなりません。このことは、事業所によって保育に格差が持ち込まれることになることと指摘をするものでございます。保育中の重大事故は圧倒的に2歳児以下で起きていることを考えますと、子供の命を守る上で、保育の質の確保は必須条件であると考えます。保育士以外の方が保育者として配置をされるような基準の引下げにつながるような、制度の後退があるということの本条例については指摘をして、反対の理由としたいと思います。

○委員（植山利博君）

私は、議案第52号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。この条例を制定することによって、多様な勤務状況等によって、夜間の保育等が現実に認可外の保育ということで行われている実態があります。これらをきちっと制度として運営に関する基準を定めることによって、公が関わってそのような保育を担うということは、今の時代の様々な労働形態に対応すべく必要なものであると考えております。そのことによって、また公的な支援がそこに投入できるということは、現実に実態に即したものであると言えます。このことによって、現在は非常に劣悪な状況にあると想定される、深夜24時間に渡るような保育も、きちっと手当てができていくのではないかと思いますので、この条例は時期を得たものであると思うところでございます。よってこの条例の賛成討論とするところであります。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。お諮りいたします。議案第52号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、賛成6名、反対1名です。よって議案第52号については、賛成多数で可決すべきことに決しました。続きまして議案第53号についての自由討議に入ります。自由討議はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は議案第53号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論に参加をしたいと思います。児童福祉法は第24条の第1項に保育に欠けるところがある場合において保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないと明記して、自治体の保育義務を明確に定めております。本条例は、この保育義務の生じる子供たちの保育について、児童福祉法第2条2項に事業者と保護者の直接契約とすることを可能にし、同時に保育料も事業者が直接徴収をする事項が盛り込まれております。保育に対して自治体が直接責任を負う制度からの大きな後退という点を、指摘をしなければなりません。幼保連携型認定子ども園では、1号認定では3歳以上、就学前の子供を対象として、その保育時間を

4時間としております。2号認定では、3歳以上の保育を必要とする子供で、保育時間が8時間から11時間としております。3号認定では、3歳未満保育時間8時間から11時間となっております。保育時間は保護者の勤務形態で決められるために、集団保育にこれでは大きな支障が出かねないという点を指摘したいと思います。同時に1号認定の子供は、夏休みなど長期休暇中においては、夏休みを取るわけでありませけれども、2号、3号の子供たちはこれを取らないなどの差異は集団保育所を決して好ましくないとの専門家の指摘もあるということ申し上げて、本条例については反対をさせていただきます。

○委員（植山利博君）

私は、議案第53号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。先ほどの質疑のやり取りの中でもありましたように、この条例を制定することによって、幼保一元化への取組の推進並びに特定教育保育が、同一施設内で行われることが今後、増えていく傾向にあるかと思えます。0歳児から就学前までの子供たちにとって、多様な対応の中で保育ができること、また保護者の多様な勤務体系に応じて、適切な対応ができることにつながると確信をするものであります。よって、この条例を制定すべきということで私の賛成討論と致します。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（時任英寛君）

ないようですので、討論を終わります。採決します。お諮りいたします。議案第53号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、よって議案第53号は賛成多数で可決すべきものと決しました。続きまして、委員長報告についてでございます。議案第51号について付け加える点がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

○委員（植山利博君）

今、議案第51号についてということでありませけれども、議案第51号から53号については、子育て支援の大きな一翼を担う条例整備であろうということ、この今の時代を少子化が進展する中で、いかに子育てをしやすいような環境を整備するかという上で、評価のできる条例だというふうに思います。しかし、この条例を整備して政策を進めるに当たっては、莫大な経費が伴うのも事実であります。国が試算するところによれば、国が7,000億円、それと含めてこの事業を推進するに1兆1,000億円程度の規模の予算が必要になってくるということでありませますが、その財源措置が全く曖昧な中でこの条例制定がなされようとしております。51号の中で、例えば面積要件であるとか、職員の資格要件であ

るとかを当分の間は先送りをする附則もありますけれども、この条例整備に伴う国、それから地方の負担の財源が非常に不明確であって、この事業推進が本当に条例制定をして、現実にできていくのかという危惧を抱かざるを得ません。条例としてはすばらしい条例でありますけれども、この条例を制定して施策を推進するに当たっての財源措置をきちっと明確にした上での運用を切に国に求めたい、また地方自治体もそこを明確にして27年度からも運用されようとしておりますので、27年度の当初予算にきちっとした形で予算要求し計上すべきだという指摘をしたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

今は51号から53号のことでしたけれども、そしたら、51号から53号までで付け加える点の意見を求めます。

○委員（中村満雄君）

51号について、市が事業者に対して指導・助言を行うという記載があります。指導・助言に関する具体的なところがはっきり見えない部分があり、的確な事業者指導用の運用規則を定めることを求めます。53号につきましても同様で、懸念材料が何点かありまして、例えば秘密保持に関する条項及び利益供与等の禁止に関する条項、ここら辺りの取扱い、このような懸念があるということから、条例上に記載されていると思われますが、これの的確な遵守といいますか、適用がなされるような指導ガイド、そのようなものを定めることを望みます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、お諮りをいたします。51号、52号及び53号についての委員長報告は今、皆様方からございました自由討議、また委員長報告への提案を踏まえまして委員長に御一任いただきますことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって51号から53号につきましては、委員長のほうで取りまとめをさせていただきます。次に意見書の取扱を議題といたします。

○委員（植山利博君）

先ほど採択をいたしました、陳情第7号につきまして、陳情者は衆参両議員並びに政府（内閣総理大臣、厚生労働大臣）に対して意見書を提出することを求めております。よって当委員会が発議で、この陳情の趣旨に沿った形の意見書を提出することを求めたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

先ほど採択をいたしました陳情第7号に関わる意見書の提出について、本委員会からの発議として、本会議に提出したいとの提案がございましたが、これにつきまして御意見ございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしということでございます。それでは、来る9月24日、本常任委員会は所管事務調査をいたすこ

ととなっております。その日において、意見書の取りまとめをさせていただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。以上で本日の日程につきましては、終了いたしたいと思いますが、皆様方のほうから何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で環境福祉常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時35分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委 員 長 時 任 英 寛